

14. 21-478



1200501160827

.21

478



始



南支那及南洋調查第一百四十八輯



波斯生阿片

波斯阿片、土耳其阿片

(阿片調查
其二)

臺灣總督官房調查課



凡 例

一、本書は、元休職臺灣總督府專賣局參事鎌田正威氏が大正十四年十月より大正十五年六月に至る期間に於て、波斯及土耳其の阿片に就き視察調査せるものを記述したものである。

二、本書に關聯して新嘉坡及印度の阿片に就き調査せるものは阿片調査其一に記述せり。

三、本書は隨覽の便を圖り筆寫に代ふるに印刷を以てしたるに止まり、公刊せんとするものでない。

昭和三年五月

臺灣總督官房調査課



波斯阿片、土耳其阿片(阿片調査其二)目次

波斯阿片

緒言	一頁
第一章 阿片の生産	二
第二章 波斯消費阿片	六
第三章 波斯阿片法	二
第四章 波斯に於ける阿片の輸出入	四
一、輸入	四
二、輸出	六
三、輸出阿片の製造	三
四、波斯總輸出上に於ける阿片輸出の地位	三
第五章 波斯財政經濟上阿片の重要度	三
第六章 阿片税	六
第七章 阿片に關する波斯政府の政策	四

第八章 阿片(を禁絶する爲の)代用作物…………… 四六

第九章 波斯歳入出、輸出入…………… 五〇

一、波斯政府歳入出…………… 五〇

二、波斯主要輸出品…………… 五三

三、波斯主要輸入品…………… 五四

四、輸出入徑路…………… 五五

第十章 阿片の都イスファハン…………… 五五

一、阿片商人…………… 五五

二、波斯阿片買入に關する提案…………… 六三

土耳其阿片

緒言…………… 六五

第一章 阿片の生産…………… 七〇

第一節 阿片の産地…………… 七一

第二節 阿片の耕作…………… 七四

第三節 阿片の産額…………… 七六

第二章 阿片の消費…………… 八四

第三章 阿片取引…………… 八六

第一節 取引の道筋…………… 八六

第二節 阿片の輸出…………… 八七

第三節 阿片商…………… 八八

第四章 阿片に關する土耳其政府の政策…………… 九四

附録

一、一九二六年度土耳其豫算…………… 九五

二、土耳其阿片購入に就て…………… 一〇〇

三、見本阿片の郵送…………… 一〇七

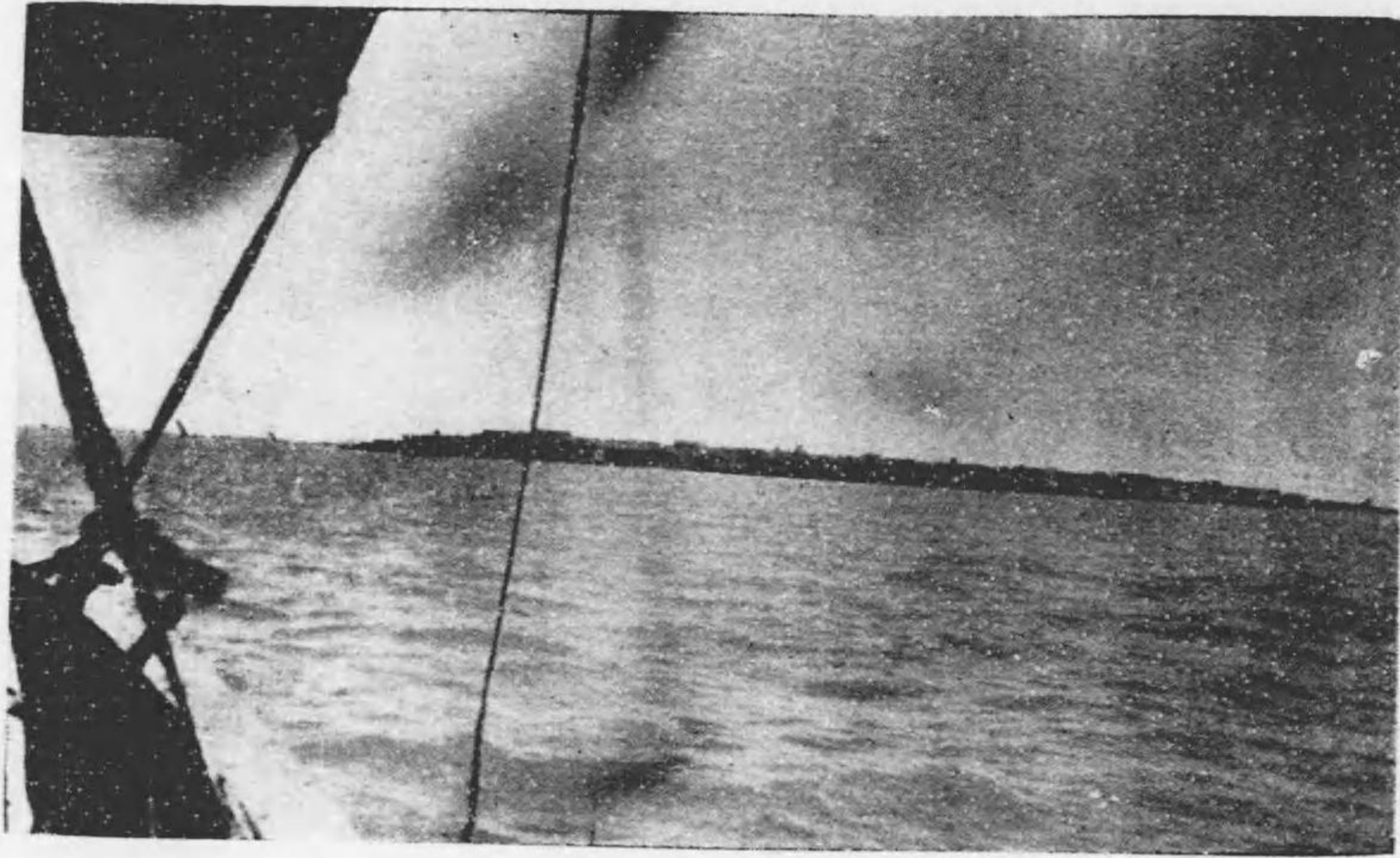
波斯議會 (在テヘラン市)



同議事堂



ブシエール港の遠景
汽船は六渾沖に碇泊し帆船にて上陸す



同港荷揚埠止場



イスファハン市の廣場



同市の市場（阿片商事務所の多くは此處にあり）



波
斯
阿
片

14.25-478



波斯阿片

緒言

阿片は波斯の氣候・民度・交通關係上、農作物として最も有利なる作物にして、土地所有者・農民及商人は之によりて金錢を得る手段とする頗る重要な産物なり。

年産額約百五十萬斤にして、最も多量は支那に、幾部は歐米に密輸入せらるゝを以て其の大部分の需要となす。波斯政府は國際阿片會議の強要に會ひ、輸入證明制度に賛同の意を表せんとするも、同國の貧弱なる事情は今暫く實行不可能の地位にあり。波斯政府の國內に對する威令、日を逐ふて漸次範圍を加ふると共に、阿片の生産・製造・運搬消費及課税に政府の監督漸を逐ふて行はるゝに至れると同時に、消費の漸禁及生産の制限に一步を進めんとする傾向にあり。殊に波斯政府財政の實權を掌握する亞米利加財政委員は、醫藥及科學用の範圍のみに生産を制限せんとする、米國の主義に忠實たらしんとするものゝ如く、例令は、波斯國內にモルヒネ産業の起らしんとするを直に拒否する如き態度に出で、必ずしも波斯の國富福利のみを中心とせざるが如く、たゞ現狀に於ては俄に阿片生産制限のこと實行不可能なるが故に著手せざるのみなり。従つて今暫くは、波斯阿片を安價に購

入するを得んも、追つて將來は産額の減少、政府の監督及重税により價格騰貴する傾向を有するものと見るを得ん。阿片の價格は、阿片耕作の豊凶よりも寧ろ外國密輸入に對する需用の増減によりて、甚しく不規則に變化するものと認定し得。印度阿片は、印度政府の專賣に屬し、生産費に四倍するの價格を以て販賣するを以て甚だしく高價なるも、波斯阿片は、未だ斯くの如きことなきを以て、生産費の倍額に相當する位にて尙安價に屬す。

品質の良好なる波斯阿片を選定購入して、臺灣專賣阿片の原料は波斯阿片による主義を取り、而して品質良好にして安價なる波斯阿片を購入する方法として、臺灣に需用する一箇年の總量及種類を區別し、波斯阿片收穫時期に於て、豫め注文を發して購入するを以て最も策の得たるものと信す。

第一章 阿片の生産

波斯は約六十八萬二千平方哩の面積と人口二千萬を有す。阿片は波斯二十六州中、十八州より生産す。即ち耕作は約四十萬平方哩の面積中に散在す。耕作をなさざる地帯は、ペルシャ灣海岸及波斯北部にあるアゼルバイジャン州・ギラン州・アストラバド州・ハムセー州・クルデイスタン州なり。

波斯には正確なる農業統計なし。理論的類推によりて耕作面積を見積れば、二萬八千町歩内外なるべし、(阿片液一バトマン(約七百二十匁)を生産するには約千平方ザールの面積を必要とす、三十

萬バトマン以上の液を生産するには、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇平方ザール即七〇、〇〇〇エーカーの土地を必要とす)

罌粟は十月乃至十二月の間に播種す、播種後三月二十一日迄は灌漑を必要とせず、三月二十一日以後二箇月間は十二日目に一回給水す。此の期間は、波斯に於て雨量又は解雪による水比較的豊富にして給水の代價も安價なり。通常五月乃至八月に阿片液を採集す、南部地方に於ては三月四月の交より六月の初旬に終る。阿片收穫後は他作物を耕作し、同一の土地より年二回の収益をなす。

阿片液の採集時には、短期間一時的に採取するを要するを以て、多數の労働者は隣接市町村より集合し來る、而して其の大多數は長距離に亘りて南より北に移動して收穫に従事す。

之等の労働者の報酬は、一部阿片液を以て、一部金錢を以て支拂はる。阿片收穫季には、前一年間に農夫に懸賣をなしたる行商人又は小商人は、村落に行きて阿片液によりて辨濟を受く、此の時期に時々阿片液を村落の僧侶に贈物となす、村落の床屋・大工も此の通貨により仕事の賃銀として支拂を受く。

阿片液の採取が開始するや否や、雜貨又は菓子商人は、數千人大市街地より出で、阿片野に行き、阿片液と商品との物々交換をなす。托鉢僧・話家・乞食・音曲師・獸使ツカイは、野より野に行きて、托鉢僧の有する鉢の上又は掌に、阿片ナイフの平たき部分にて、阿片液をかきつけられて施物又は報酬を

受く。此の各人の得たる阿片又は農夫より直接買入るゝ爲めに、行旅阿片買入人は又彼等に隨行す。收穫期には、一地に三千乃至五千の男女が各阿片液を所有することとなり、而して之等の大多數は、此の時期に於て、一年の収入の大部分の収益を取得するものとす。

此の外、阿片生産に重要な關係あるものには、阿片仲買人・阿片コンミッション商人及地方消費並に輸出用の爲めに阿片を製造する商人あり。

之等の直接阿片生産者、その使用人又は部員並に間接阿片生産者たる大工・包装人・運搬人・銅工(阿片液の容器)は阿片取引に大小生活費を頼るものにして、數の上より又政治的に波斯に於ては重要な人口の部分をお占むるものなり。

波斯政府は阿片の取締並に徵稅の目的を以て一九一〇年阿片法を發布し、生産したる阿片は總て政府倉庫に携帶し、政府監督の下に徵稅せられ、又運搬せらるべきものとせり。然れども其の實行に至りては、中央政府の威力毫も地方に及ばずして空文に歸し、殊に世界戰爭中、波斯は露・英・土軍の戰場となり、不秩序となりて阿片法の執行不能となり、政府の倉庫に阿片液を集中し得る地方廳は甚だ稀少なる状態なりき。又阿片液を集中する企圖は、イスファハンに於て人民の甚大なる反抗を受け、阿片を取扱ふ役所は焼かれ、各地方に於ては十數名の阿片役人は、殺害され又は重傷を受くる結果を來せり。

一九二二年、リザ汗、總理大臣兼陸軍大臣となるに及び、軍隊に俸給支拂を確保する爲め、阿片稅の徵收を其の手に收むるに及びて、阿片の政府倉庫に集中することは著しき進捗を見たり。

阿片液の完全なる集中は、テヘラン・ケルマンシャー・シャラウド・ケルマン・ハマダン・トイセルカーン・イエジトに、一部分的にはホラサンに實施せられたり。イスファハンに於て集中をなさんとせしも人民の反對によりて放棄せられたり。

一九二二年十二月間接稅の徵收を、亞米利加財政委員の手に取りし時には一層阿片集中に努力し、既成功の州に於ては更に嚴密なる管理をなしたり、イスファハンに於ける集中政策の企圖は、重大なる困難を來し、同市に總ストライキを起して一箇月間全商業停止し、同州内の富豪の指嚆を受けたる七千以上の農民は、同市に來りて電信局構内を占領し之に立ち籠りたり。戒嚴令は施かれ、倉庫及政廳を襲はんとする農民は殺され、閣議・陸軍大臣・地方長官・地方軍司令官の活潑なる努力のもとに、漸く阿片規則を實行するに至れり。此の一九二三年に得たる勝利は、一九二四年に於て更に擴張せられ、前年イスファハン州に於て、讓歩として農民の自由に任じたる部分をも包含するに至り、遂に全阿片を集中するを得たり。

一九二四年にはシラズに執行し又ボルゼルドにも成功を以て擴張せり。

一九二三―二四年の二年間に於て、正確にして有效なる監視、波斯全州に設立せられ、引き続き

改善の途にあり。

かくして、波斯に於ける阿片液の總生産見積約三〇〇、〇〇〇バトマン(一、九五〇、〇〇〇ポンド) 一、四六二、五〇〇斤)の三分の二は、政府の倉庫に入り監督せらるゝことゝなれり。

政府倉庫に入りたる、阿片液の過去六年間に於ける數量左の如し。

年	政府倉庫に入りたる阿片液の總量	
	バトマン	封度
一九一八年	七三、四八六	四七七、六五九
一九一九年	七一、一三三	四六二、三六四
一九二〇年	九七、六七三	六三四、八七四
一九二一年	八、八〇八	三八二、二五二
一九二二年	一七七、八五九	一、一五六、〇八三
一九二三年	二二一、一七七	一、三七二、六五〇
一九二四年		

備考 少くとも八八、八二三バトマン(五七七、三四九封度)は尙政府の監督外にある數量とす

第二章 波斯消費阿片

現今の波斯人は、阿片を印度人の如く食用するにあらずして、支那人の如く喫煙器具によりて煙となして吸ふものなり。支那人は燈油によりて火を點するも、波斯人はトルキスタン地方の支那に

近接せる一部住民の支那人式によるものを除きて、他の大部分は木炭の火によりて煙を點するものとす。此の喫煙の習慣は支那より渡來したるものなりと稱せり。

『ターヴェルニールの書には、阿片の食用はイスファハン(一六五七—七〇年)に於て一般に行はると、併し阿片喫煙のことには何等記載なし、(但しヘンプ劑喫煙のことは書きあり)チャールデインは(一六七二年)阿片液の採取方法、其の效能及他の魔酔劑のことを記載すれども、阿片喫煙のことには一言もなし、而して阿片耽溺に對する唯一の治療方法は葡萄酒なり、人口の九十パーセントは習慣的に多少阿片を食用し居ることを信ずると。

フライヤー(一六七二—一六八一年)は阿片食用の習慣のことを記載すれども阿片喫煙のことは何等なし、而してパンの喫煙のことは記載あり。之等によりて見るに、十八世紀迄は阿片喫煙の習慣なかりしものゝ如し。(Sir Arnold T. Wilson.)』

波斯人中、絶対に阿片を使用せざるものも少からざるも、大多數は阿片を喫煙するものと認定し得、波斯新王リザ汗も阿片を使用するものなることを聞けり。余の面接したる商人・軍人・官吏も晝食後阿片を喫煙するもの少からずありしが、全く煙草に對する嗜好と大同小異の感ありたり。波斯人中、阿片使用の波斯人に與ふる害毒大なることを説くもの少からざれども、事實上に於ては、適量を使用せるものに對して大害を與へ居る如く見られず。波斯政府の嚴重に取締り居るは、阿片灰

再喫煙即ち阿片喫煙後の残滓を調理して再び喫煙用に供するものなり。残滓をスークテと稱し、之より調理したるものをシーレーと稱す。一九一〇年の波斯阿片法によりて、此のスークテのシーレーを製造販賣共に政府の專賣となせり、政府はスークテ一ミスカル量に對して二シヤヒを以て買上げ、シーレー一ミスカル量を二十七シヤヒに販賣せり。

喫煙用の阿片は、一ミスカル量に二十一シヤヒの税金を課して販賣す、而して喫煙用阿片の製造は、總て政府の倉庫内に於て製造するを要す。喫煙用阿片は煙膏と異り大筆の軸に似たる太さの棒状をなす、色合黄褐色にして黒味かゝらず輕きものほゞ良品とせられ、波斯阿片中最も品質の善良なる部分(罌粟花より一番初めの採集)を以て製造す。

一九二三―二四年に於ける消費阿片税は九、四〇〇、〇〇〇ミスカル(一萬一千六百五十六貫)に對して九、八七〇、〇〇〇クラーンなり、此の消費税を支拂ふものは總地方消費の六分の一の見込なり。

テヘラン政府倉庫内に於ける消費阿片の製造

其の
一
阿片の練上げ作業



↑ 棒状に出
↑ 練上げた
↑ 阿片

第二章 波斯消費阿片

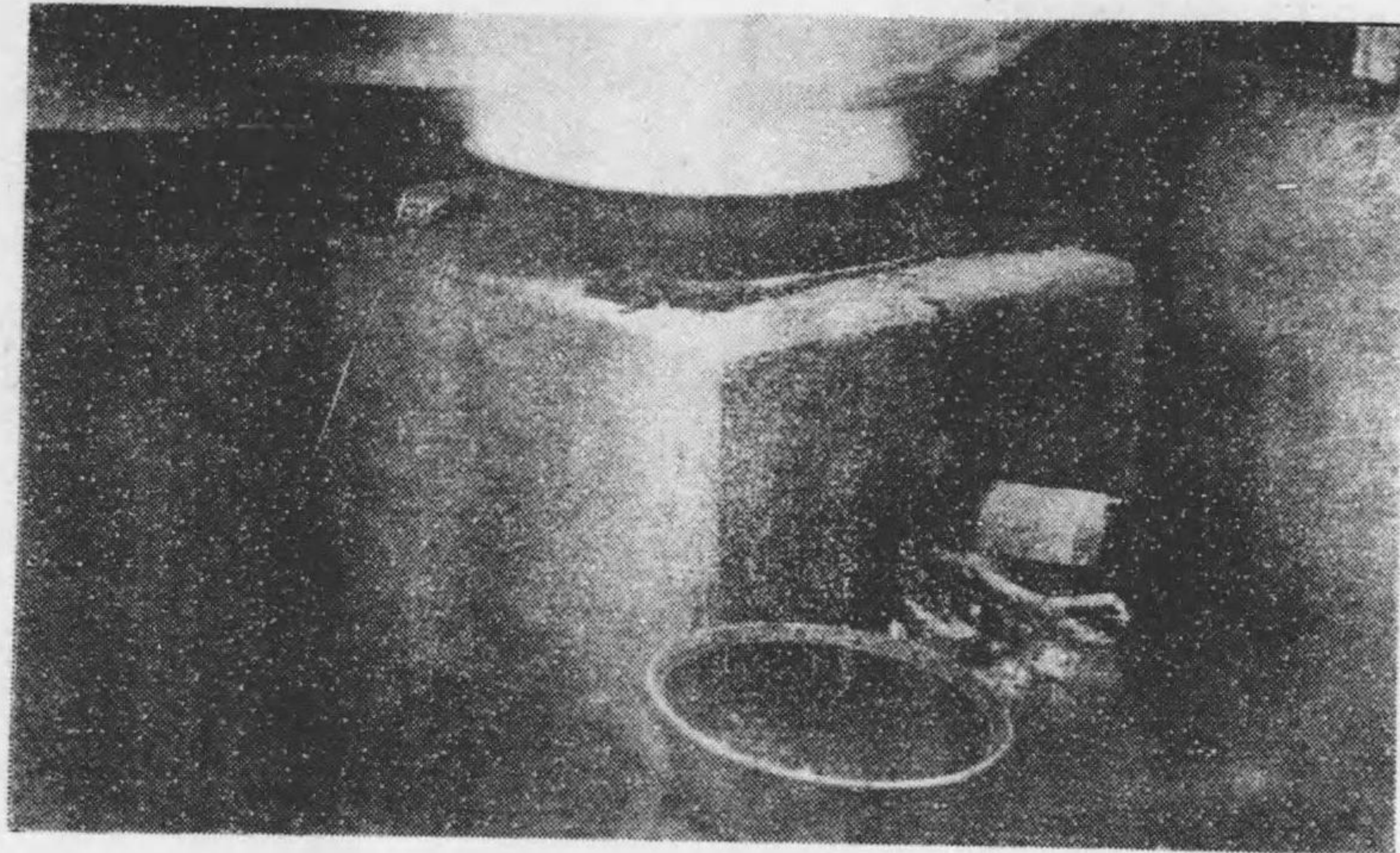
→ 棒状に製造作業

其の
二
秤量

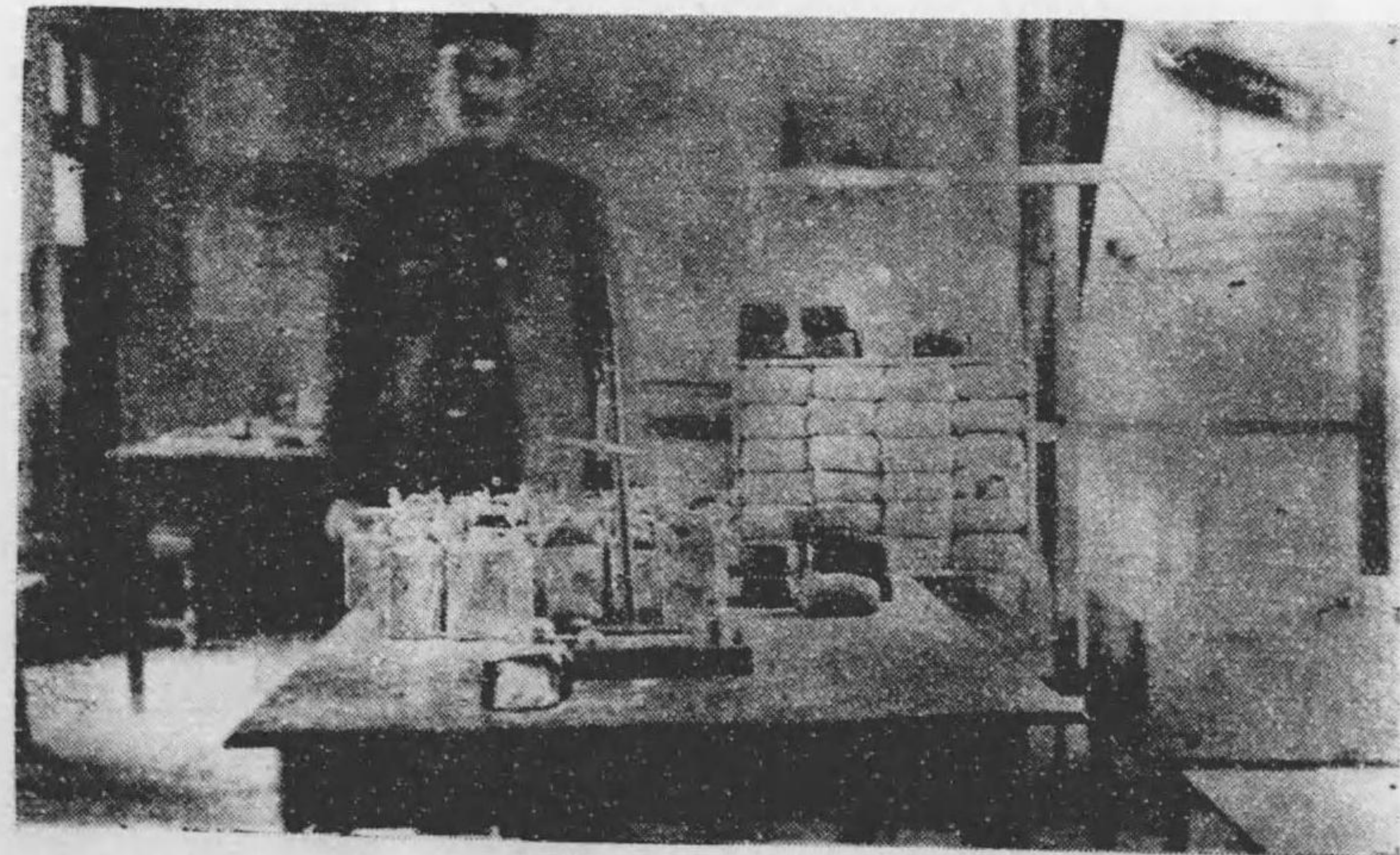


→ 秤量したるものを棒状に製造す

波斯政府工場に於けるシーレの製造 スークテを水に溶かし不溶解部分を除去し煮沸す(煙膏の製法と同様なり)



テヘラン政府工場内にて製造したる輸出用阿片



一箇宛アリキにて包装せり

第三章 波斯阿片法

第一條 本法發布の日より製造阿片一ミズカルに付六シヤヒを課徴す。

第二條 阿片^{スークテ}残灰より生ずるシーレの危険なる使用を防止する目的を以て

一、全國を通じて吸煙阿片より生じたるスークテは、財務官吏に交付するを要す、財務官吏はスークテを交付したる者に一ミズカルに付三シヤヒの補償金を下付し同品を集聚す。

スークテの交付を拒絶し又隠匿したる場合には、スークテを沒收して其の面前に於て破棄す。

二、シーレ吸食の習癖を有するものは其の姓名を登録す、又其の地方に於て吸食せられたるシーレの量を登録す。

第三條 スークテ集聚が本法施行前に實施せられ居る地方には、第二條は本法施行の日より效力を有し、然らざる地方には本法發布後三箇月を経て效力を有す。

第四條 本法發布の第三年の始より第七年の終迄製造阿片税は一年に三シヤヒ、シーレ税は一年一

ミズカル毎に三シヤヒを高む。

第八年目の始めよりシールレの使用は全然禁止し、阿片の使用は醫藥用の目的のみに限るものとす。

第五條 國外に輸出する貿易阿片は前各條の税を徴收せず。

第六條 本法施行に關する諸規則、密賣の禁止、監視其他執行に關する事項は、財務大臣及内務大臣共同して施設す。

六條よりなる阿片法はラビオルアバル一三二九年十二月議會にて七十二議員出席中五十二票の多數を以て通過せり

國民會議長 モタメン・エル・モルク

此の阿片法を基礎法第十七條及第三十三條によりて裁可す十二日ラビオルアバル・タングーシ
ル一三二九年

(エー・エツチ・ソーラー一二九八年西曆一九一〇年)

攝政 ナサル・オル・モワク

阿片法第二條の改正法

附錄條項

一三二九年ラビオルアバル十二日に批准したる、ターデッド法第二條のストクテを財務官吏に交

付したるものに對し三シャヒを下付するをターアエシユガーニイル一三三三年ミザン十五日より一シャヒに減す

ターデイド法改正法はジガデーオルハラム二十一日土曜(一三三三年ミザン九日)(エー・エツチ・ソーラー一二九三年西曆一九一四年)の議會にて多數を以て協賛られたり

署名 モタメン・オル・モルク

國民諮問會議議長

右法によりて、ストクテの全量を政府に集聚し得るかど云ふに事實は甚だ困難なり。一ミスカル(二匁二四)に付三シャヒ(約日本の四錢)の補償金は甚だ安價なり、況や一九一四年の改正法によりて更に一ミスカルに付一シャヒ(一錢三厘)に低減したるに於てをや、自然密賣の行はるゝ結果となる。後に及び一ミスカルに付二シャヒに増加したるが、波斯政府は尙増加する必要あるや攻究中なり。(波斯政府は財政貧弱にして斯くの如き政府の支出を増加する事項は當分不可能とす)。

阿片法に定むる如くシールレの賣下價格は、一九一〇年には一ミスカルに付十二シャヒ(十七錢)なりしものを、一九一六年には二十七シャヒ(三十八錢)とせり。消費阿片に對する増税は、消費阿片一ミスカルに付一九一〇年には六シャヒ(八錢)なりしものを、一九一六年には二十一シャヒ(三十錢)とせり、又一九二一年には之を三十一シャヒに増加したれども、人民の反抗によりて収入は

却て減損し一九二二年再び二十一シヤヒとなせり。

第四章 波斯に於ける阿片の輸出入

一、輸 入

波斯へ阿片の輸入は、唯阿富汗及英印度の二國よりのみなり。印度よりの輸入は波斯に陸上げせずブシエールに於て積換へ更に輸出せらるゝものなり。過去一九二二年迄は阿富汗よりの輸入は大部分税金を拂はず波斯へ密輸入せられたり。一九二二―二三年(波斯曆一三〇一年)前四年間の税關を通過したる輸入は、一年七十バトマン(一バトマン＝七百九十三匁)平均なりき。然れども阿富汗國境の監視を嚴重にして以來其の年に二、三一二バトマンに一躍し、一九二二―二四年(波斯曆一三〇二年)には三、三九六、バトマンとなれり。故に過去に於ては此の數量以上のものが事實輸入せられたるものと認定し得べし、過去十一年間の輸入阿片統計左の如し。

自一九二二―二四年阿片輸入量

年	波斯曆	西曆	重	量	價	格													
一	二	九	二	一	九	一	三	一	四	七	七	四	三	〇	〇	二	八	五	九
二	九	二	一	九	一	三	一	一	四	七	七	四	三	〇	〇	二	八	五	九

一	二	九	二	一	九	一	三	一	四	七	七	四	三	〇	〇	二	八	五	九
二	九	二	一	九	一	三	一	一	四	七	七	四	三	〇	〇	二	八	五	九
三	九	二	一	九	一	三	一	一	四	七	七	四	三	〇	〇	二	八	五	九
四	九	二	一	九	一	三	一	一	四	七	七	四	三	〇	〇	二	八	五	九
五	九	二	一	九	一	三	一	一	四	七	七	四	三	〇	〇	二	八	五	九
六	九	二	一	九	一	三	一	一	四	七	七	四	三	〇	〇	二	八	五	九
七	九	二	一	九	一	三	一	一	四	七	七	四	三	〇	〇	二	八	五	九
八	九	二	一	九	一	三	一	一	四	七	七	四	三	〇	〇	二	八	五	九
九	九	二	一	九	一	三	一	一	四	七	七	四	三	〇	〇	二	八	五	九
〇	九	二	一	九	一	三	一	一	四	七	七	四	三	〇	〇	二	八	五	九

印度阿片の積換へは、波斯に於ては一九二二―二四年以前の記録になし(印度の輸出統計にはあり、其の年に印度政府の輸出規則嚴重となりし結果此の積換へ行はるゝことゝなりしものならん。同年中ブシエールに於ける積換へは一〇、四三九バトマン(五一、七三八斤餘)なり。之が発見せらるゝや否や閣議に上されて『此の貿易は全然波斯に不利益にして、印度より直接輸出をなし得ざる國へ印度阿片を輸出することを可能ならしむるものなり。ベルシヤは擬制的輸出によりて損害を受くるのみならず、同時に波斯阿片の市場及價格の避くべからざる逼迫を受くる結果となるべし。阿富汗よりの輸入についても同様に事實なり、斯くの如き輸入及積換へは禁止せらるべきものなり』と勸告せられたり。

外務大臣よりの報告によれば、英國公使館よりも同様の提議なされたりと。之等の主張は閣議によりて承認せられたり。

一九二三—二四年(波曆一三〇二年)のブシエールに於ける印度阿片の積換次の如し。

仕向地	バットマン	封度
支那	一、〇〇〇	六、五〇〇
佛蘭西	二四三	一、五七九
ハンガリ	九、九一六	五九、七七四

此の仕向地の宣言が實際の行先きを示すものとすれば、之等は不正取引なることを疑ふの餘地なし、然らざれば歐羅巴への船出は印度の港より直接なさるべき筈なり。

國際聯盟第二回阿片會議、一九二四年七月二十二日の公表する粗製阿片統計に、匈牙利は阿片九四九箱を通過したる旨記載あり、又同報告に、阿片・モルヒネ・阿片鹽類が一九二二—二三年に匈牙利にて製造せられざりし旨見えたり、一九一四年以前に之等の生産を製造することか企てられしも成功せざりぬ。

二、輸 出

波斯及土耳其阿片の一年貿易額の見積を、國際聯盟(ゼネバ一九二二年一月五日)は波斯土耳其を合して一年一、〇〇〇、〇〇〇封度より少きことなるべしと説明せり。

此の見積を一九一四年—一九一九年に數字をとれば次の如し。

波斯阿片	四、〇九七、一八七封度
土耳其阿片	一、七九二、四八八封度
計	五、八八九、六七五封度

此の數字は英國及米國に輸入する孟買積換のものを合算せり。米國に輸入するものは土耳其阿片五%波斯阿片五〇%に見積りたり。

波斯税關數字によりて示されたる一九一三—一四年(波曆一二九二年)乃至一九二三—二四年(波曆一三〇二年)間の阿片の總輸出次の如し。

年	波 曆		西 曆		重 量	價 格
	年	次	年	次		
一	二	九	一	九	一八、五〇一	三七七、一四九
一	二	九	一	九	一三、六四一	四一、四四六、二五六
一	二	九	一	九	八、七五二	四一、七三三、三三八
一	二	九	一	九	一三、九三三	四一、五九七、二七五
一	二	九	一	九	二一、八二〇	

第四章 波斯に於ける阿片の輸出入

年次	輸出	封	量	價	格
一九一八	一七	一五三〇五	七四九八二	四四七九三	四四九
一九一九	一八	一五三〇一	三六五三〇	二八五九八	八八五
一九二〇	一九	四九九〇	三二四三九	二四一六六	二一六
一九二一	二〇	五六一九	三六五二五	三二一七八	三九〇
一九二二	二一	三九三六	三五五九七	一五四四九	六六二
一九二三	二二	一〇六六	六〇六四七	四〇九八	二二八
一九二四	二三	一〇六三	六〇八三三	六〇二九	七二五

最近二箇年の阿片輸出仕向先左の如し。

一九二二—二三年 (波曆一三〇一年)

仕向先	重量		價格
	バトマン	封	
英國	四四六七	二九〇一四	一八〇九
支那	二五五〇	一六六七五	一一〇四
露西亞	三三〇八	一四三三	八三七
英領印度	五七三	三六八	二〇九
日領	三三七	二二三	一七〇
メソポタミア	一七	一四四	八六
埃及	一七一	一三	〇〇
獨逸	四	二六	一〇〇

佛蘭西	一八	六〇六四〇	四〇六八
計	一〇一	六〇六四〇	四〇六八

一九二二—二四年 (波曆一三〇二年)

仕向地	重量		價格
	バトマン	封	
亞細亞	六九四七	四九四八	四〇九
支那	二一〇	一七〇	一四
日本	五七九	三〇七	二〇
アフリカ	七一〇	四一六	二九
英國	一五八	九八三	八二
米國	一三三	七八八	六〇
印度	三六	二二九	一七
メソポタミア	七	五〇	四
土計	一〇六	六九八	五

此の年次に印度阿片を積換したるものを加ふれば左の如し。

仕向先	重量		價格
	バトマン	封	
支那	一〇〇	六五〇	六五〇

第四章 波斯に於ける阿片の輸出入

第四章 波斯に於ける阿片の輸出入

佛	二四三	一、五七九
匈	九、一九六	五九、七七四
牙	一〇、四三九	六七、八五三
利	一一六、七一九	七五八、六七三
總輸出及積換計		

最近二箇年間に於ける露西亞向數量の甚大なる増加は注意を要す。過去七箇年を比較對照すれば左の如し。

波年	次		重		價
	曆	西曆	パトマン	ボンド	
一九二二	一九二一	一九二〇	三、八四四	二五、四八六	一六〇、六五三
一九二一	一九二〇	一九一九	六、五七七	四二、六一〇	二四六、四八〇
一九二〇	一九一九	一九一八	五、六三三	三七、〇〇四	一七四、四八四
一九一九	一九一八	一九一七	五、〇五七	三三、八七七	一、三三六、四四五
一九一八	一九一七	一九一六	三、八一四	二四、七九一	一、二六六、八六七
一九一七	一九一六	一九一五	三、〇〇四	二四、三三三	八三七、二四〇
一九一六	一九一五	一九一四	三、〇〇四	二四、三三三	八三七、二四〇
一九一五	一九一四	一九一三	三、〇〇四	二四、三三三	八三七、二四〇
一九一四	一九一三	一九一二	三、〇〇四	二四、三三三	八三七、二四〇

波斯北國境を通ずる露西亞向輸出の過去三箇年に於けるもの左の如し。

波年	次		重		價
	曆	西曆	パトマン	ボンド	
一九二二	一九二一	一九二〇	三、七五	二四、六〇三	一、二七六、四七七
一九二一	一九二〇	一九一九	四、〇〇〇	二六、〇〇〇	九九九、九四〇
一九二〇	一九一九	一九一八	二、八九〇	一八、七八五	一、三三四、六〇〇

北國境を通ずる輸出の減少せるを見る時、露西亞向總輸出の増加は、プシエールを通過するものによることを知らるべし。故に露西亞向の増加は露西亞本國に船出したるものにあらざること明なり。若し西比利亞に船出したるものならば、阿片が宣言したる港に到着したるや否や、若し然りとせば終局の仕向地に到達したるや否やは、手下にある報告のみを以ては説明すること不可能なり。西比利亞阿片貿易につき手下にある唯一の材料は、國際會議一九二三年十月阿片に關係ある瑞西産業と題する書物上の研究のみなり。之によれば、支那は西比利亞よりも阿片の供給を受く。極東のソビエト政府は阿片の耕作を奨励し、浦鹽斯德に本社を有する西比利亞阿片專賣局と稱する會社に特許を與へたりと。一九二三年二月前此の企業家は、一八〇、〇〇〇ポンド以上の阿片を、アングロインディアン專賣局より購買することを企てたり、(League of Nations C 171 (1) M 88 (1) 1922 XI P 11)。

日本のモルヒネは尙浦鹽向に送らる、(Report of the Commission on opium 6 June 1923, League of Nations O. C. 144)。

第四章 波斯に於ける阿片の輸出入

三、輸出阿片の製造

小商人は農民より買求めたる、生阿片を多量に所有するを以て製造者は之を買い集め、タンクに入れて混合調和す、然る後、板に載せて日光に晒し乾燥せしむ、日光不充分の時は炭火を併用す、適度に乾燥すれば、右の板の上にて練り上げ、練り上げたる阿片を餅の如くちぎりて、約一封度に秤量したる後、木の小箱に入れて四角形となす、一日間放置して、支那より輸入せる赤き紙片にて包み(波斯阿片は支那に輸入するを習慣としたるを以て支那人の嗜好に合致する様赤紙を用ゆ)波斯製の赤絲にてくゝり、八十箇を一つのブリキ罐(ブリキは輸入)に收め、二箇のブリキ罐を一つの木箱に入れ(木箱は波斯産サヒダール又はビートをを用ゆ)山羊・羊・馬等の獣皮にて之を包装するものなり。

阿片一箱の製造費を問ふに、阿片の価格は正確なるものにあらず時の相場によりて變化すと言ひて、價格を話すことを成るべく避くる傾向あり、(ブシエヘルにても同様なりき)、價格は商人に取りて最も必要なるものなれば、眞味の取引をなすにあらざれば實を言はざるものなるべし、故に製造費も極めて概算的のものなれども参考として掲ぐ、

木箱 (一箇分) 一〇クラーン

ブリキ	二四
獣皮	一〇
紙及絲	一〇
阿片原料	九、九四六
計	一〇、〇〇〇

(實際より高價に話したるものと思はる)

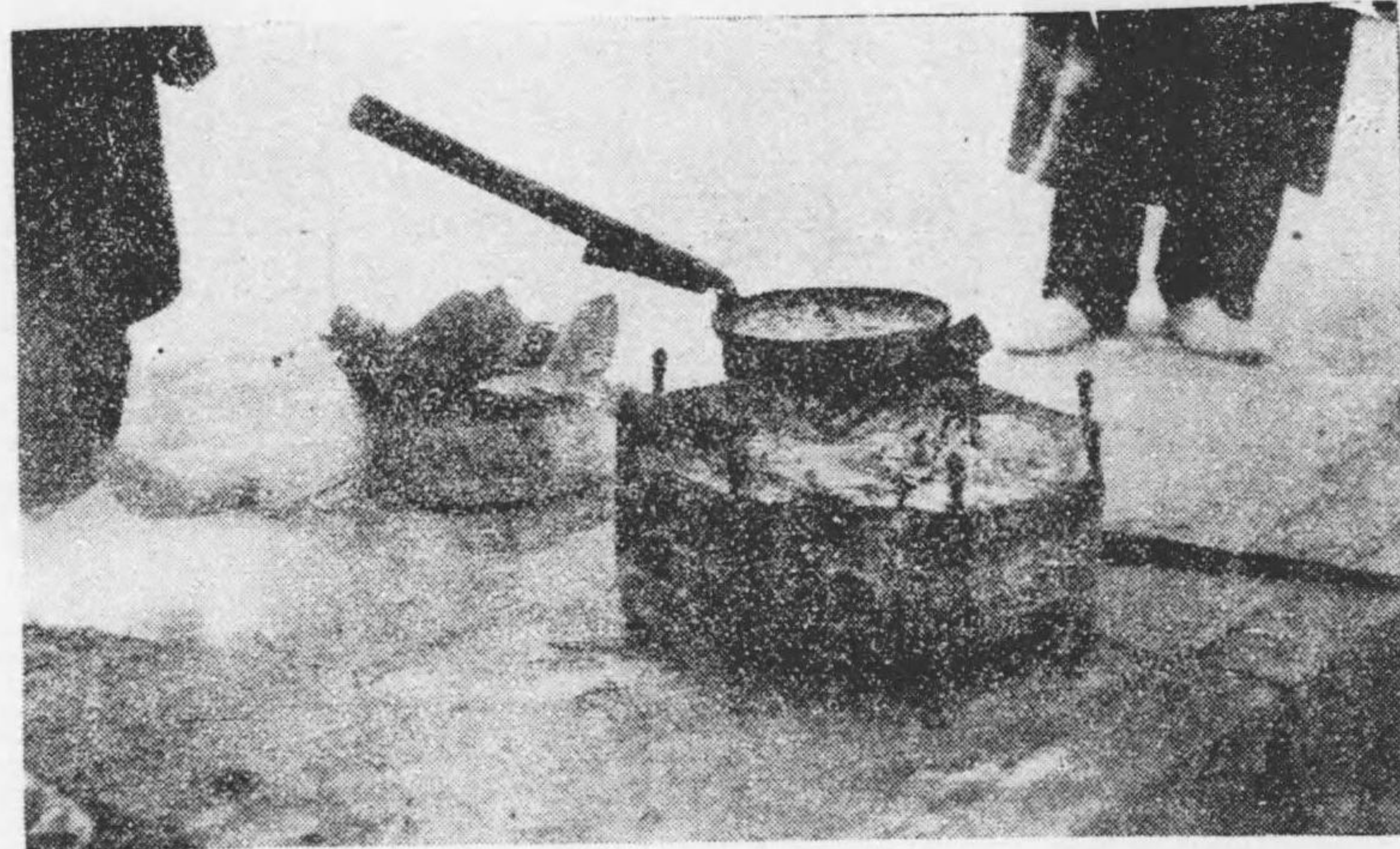
而して製造阿片は其の品質により次の如く區別す、

一等品	一封度に付	六五クラーン
二等品	同	六〇
劣等品	同	四〇

總て褐色なり、褐色にして色の輕きもの程支那人に珍重せられ、從て値高し、黑色のものは劣等品とす、但しモルヒネ含有量は色に關係なし、黒味がかりてモルヒネ含有量多きものは、色薄くしてモルヒネの含有少きものと混合し上等品を製造す。

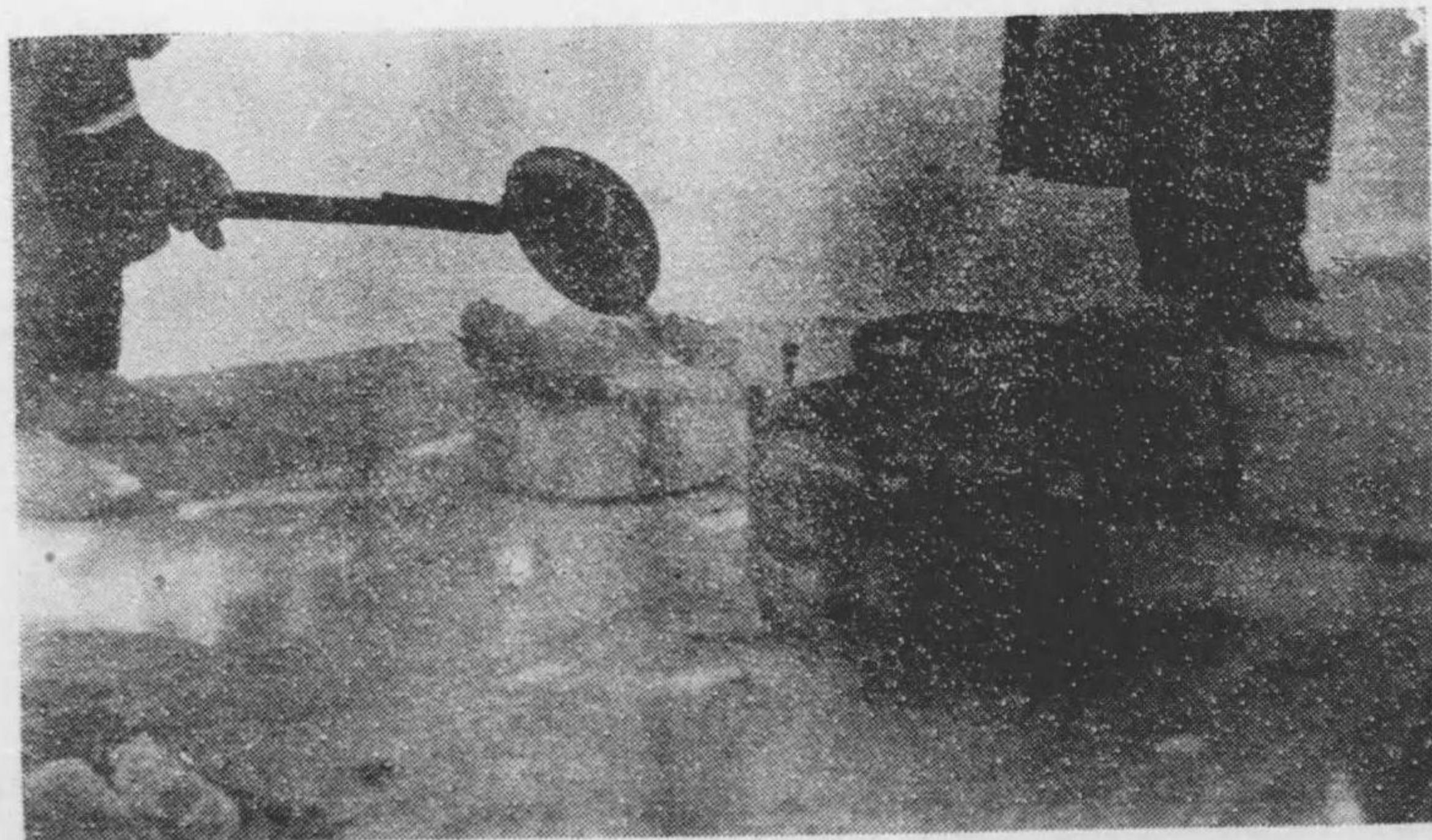
阿片製造に従事する職工一日の賃金は、職工頭十五クラーン、職工六クラーンなり。

阿片の品質検査其一 {煮沸して紙にて濾し
残留物の多少を見る



第四章
波斯に於ける阿片の輸出入

其二



生阿片

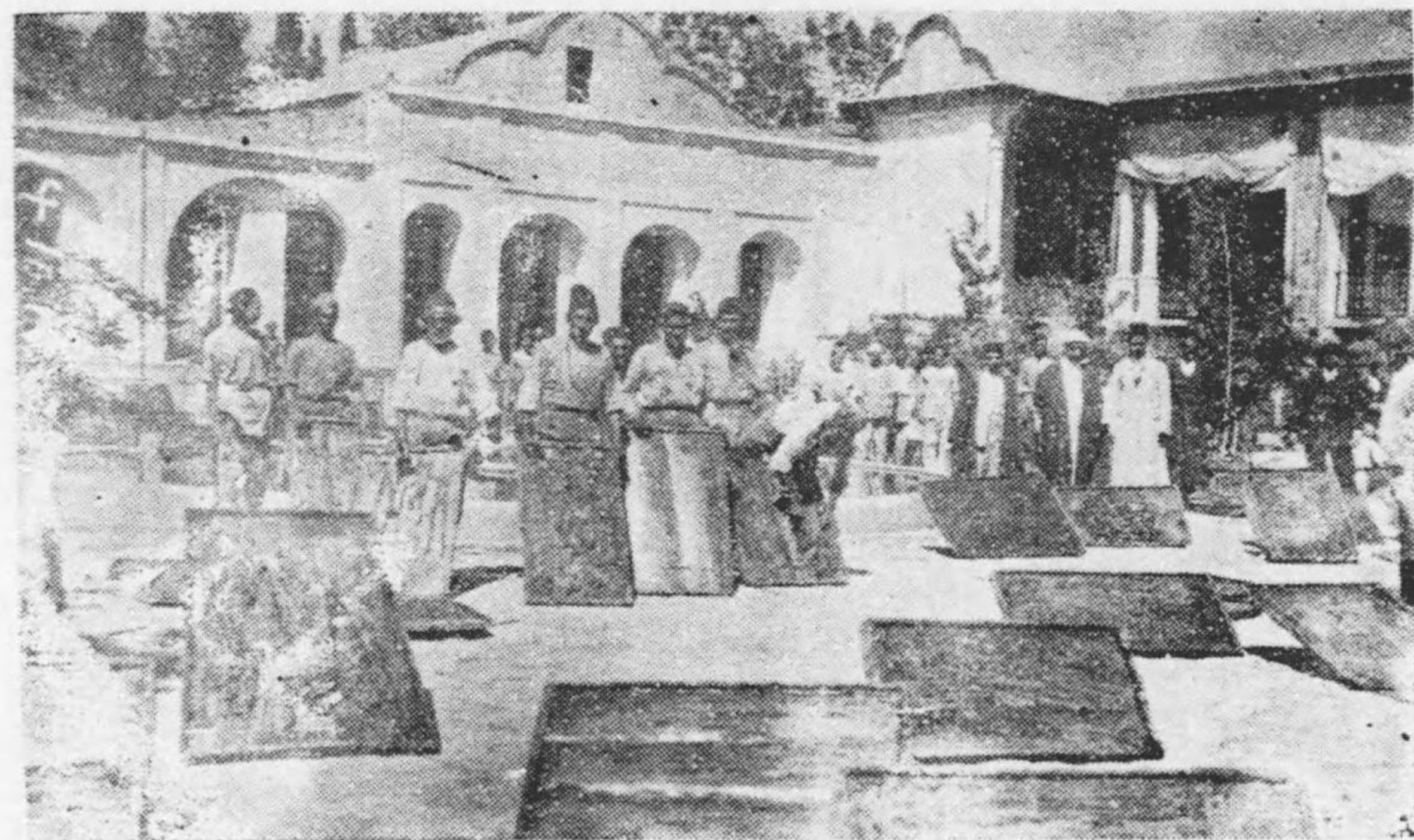


第四章
波斯に於ける阿片の輸出入

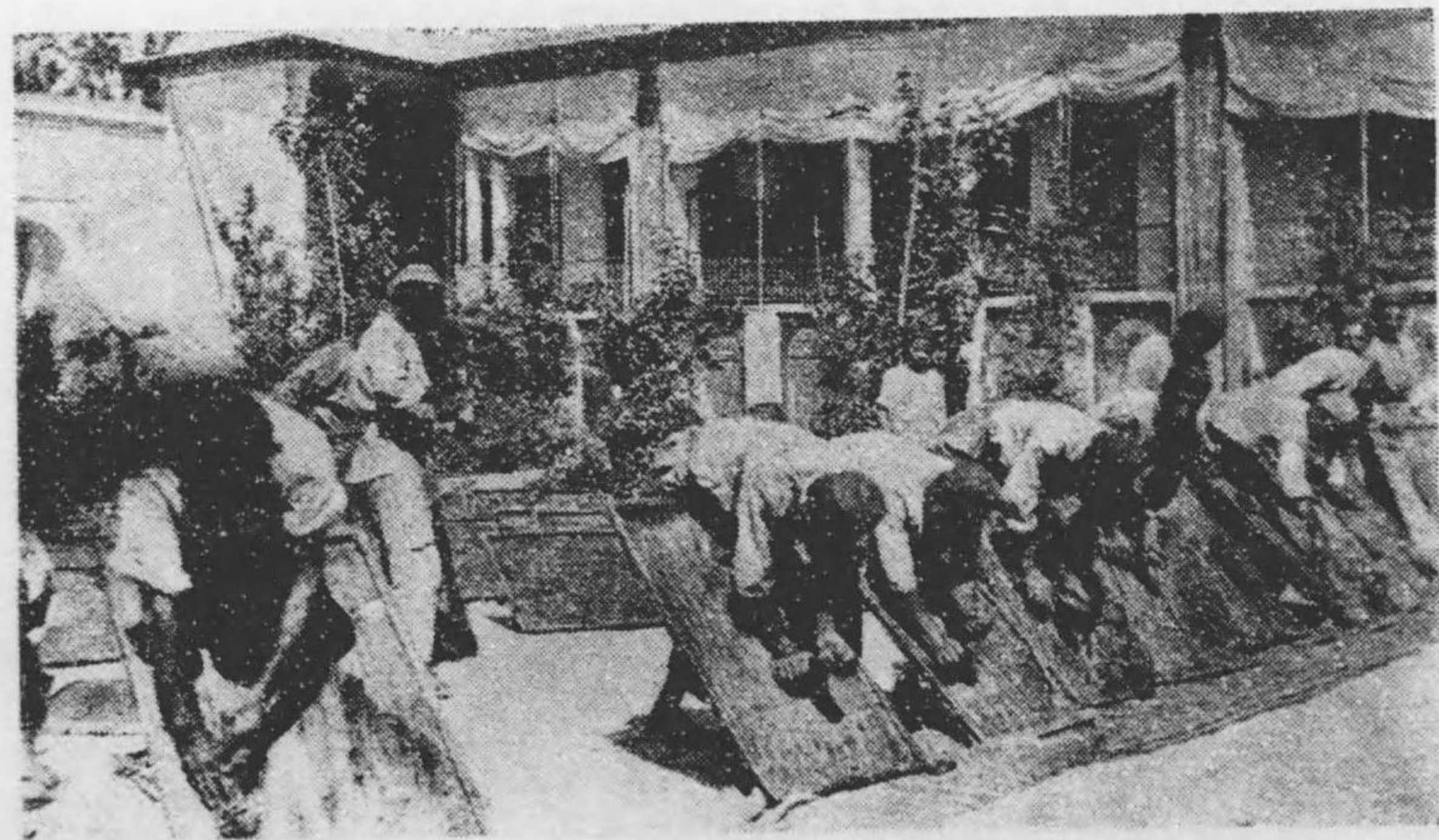
生阿片混合用タンク



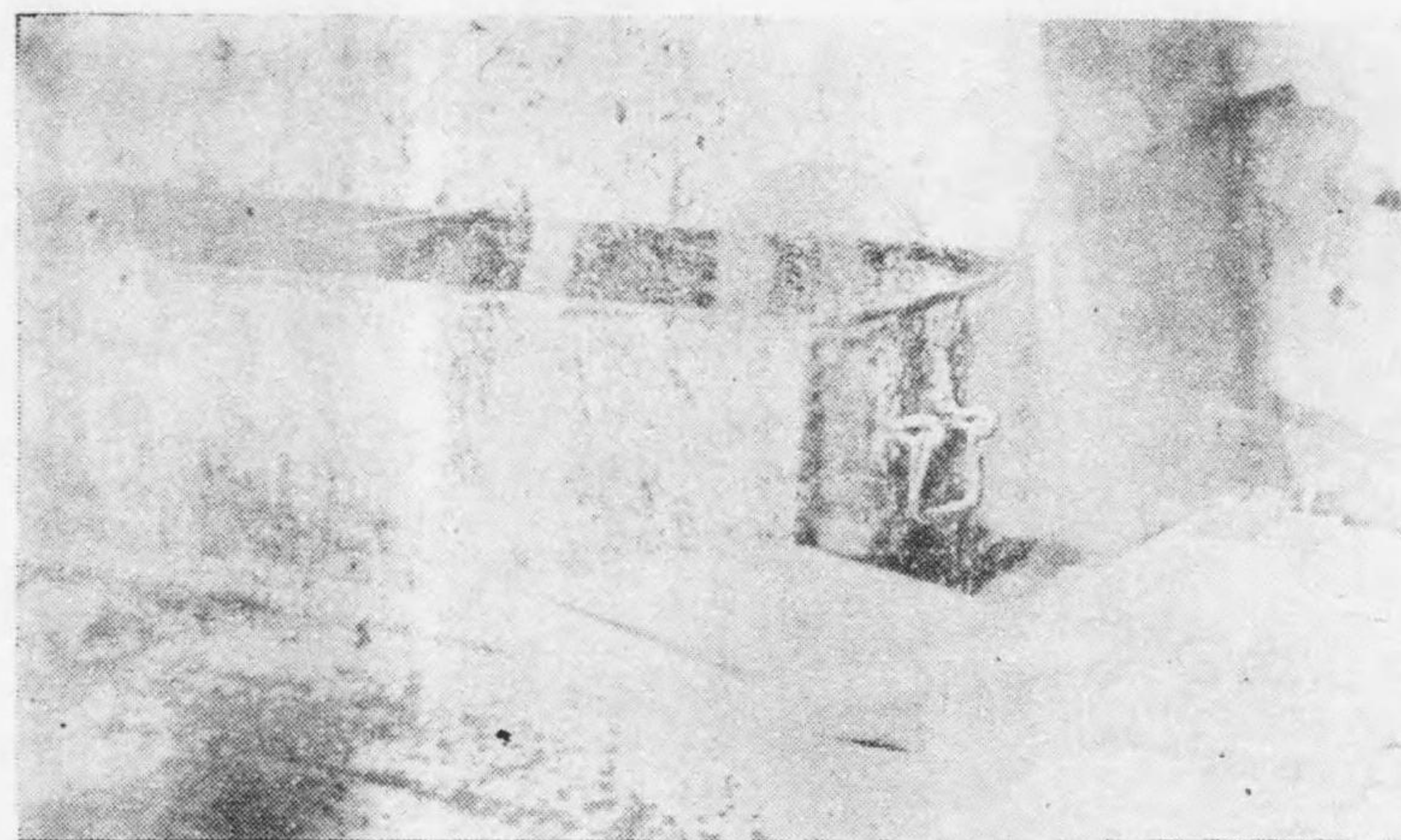
タンクより取出したる阿片は約四時間天日にて乾燥す



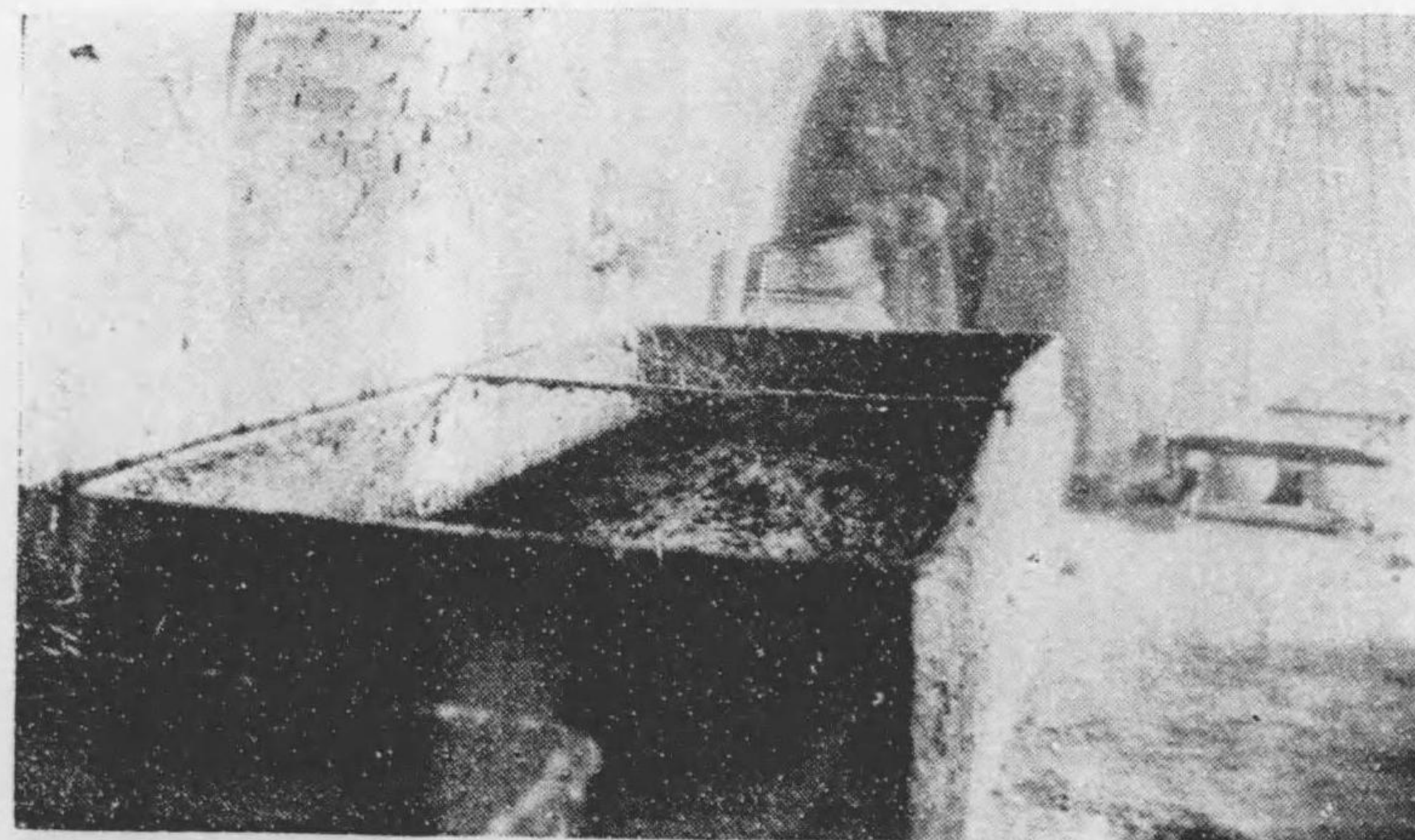
乾燥したる阿片を練りて混和す 其一



品質検査の後此タンクに入れて混合す



タンク中の阿片(製品五箱分)

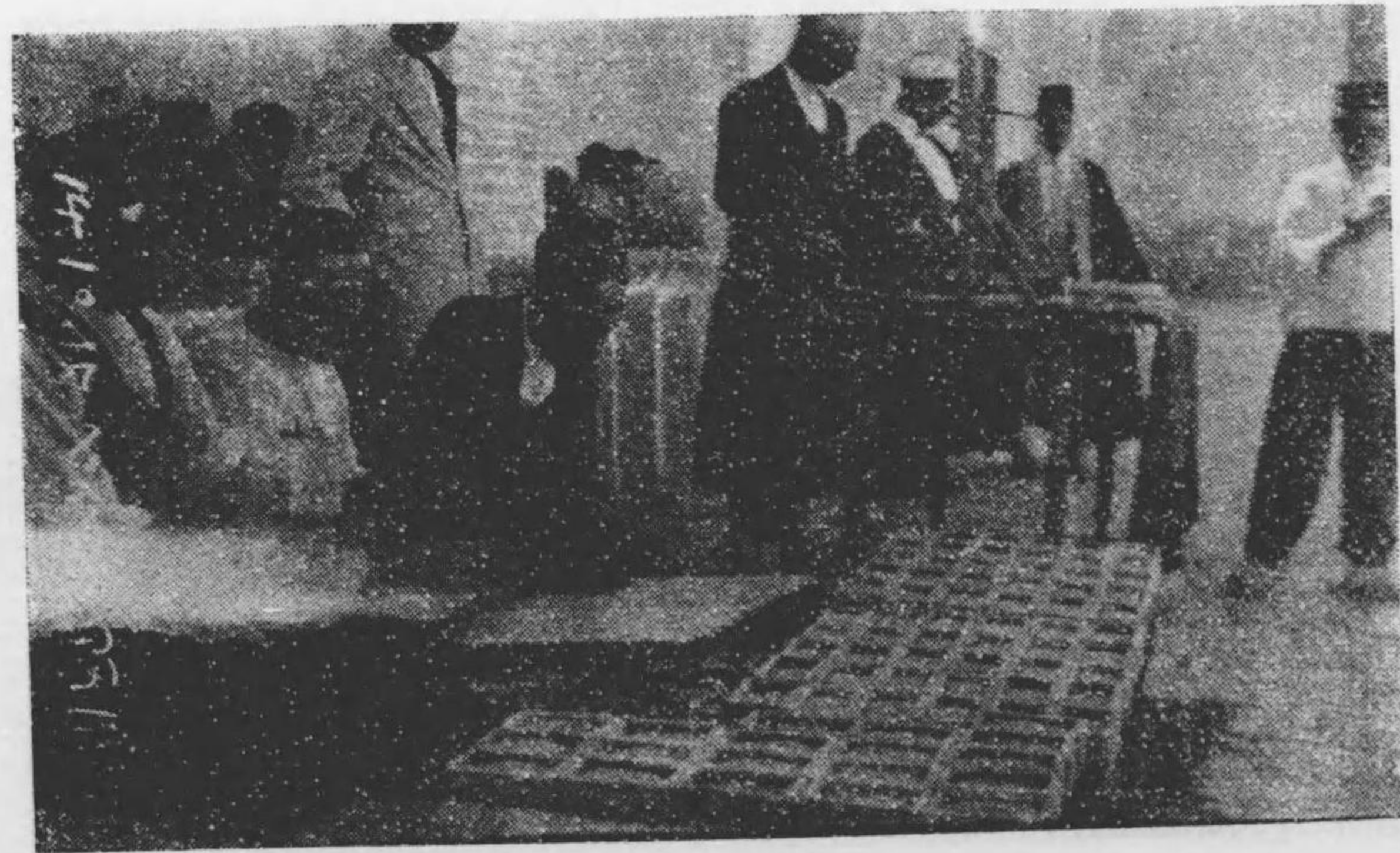


秤量したる阿片を木箱の型に入れる

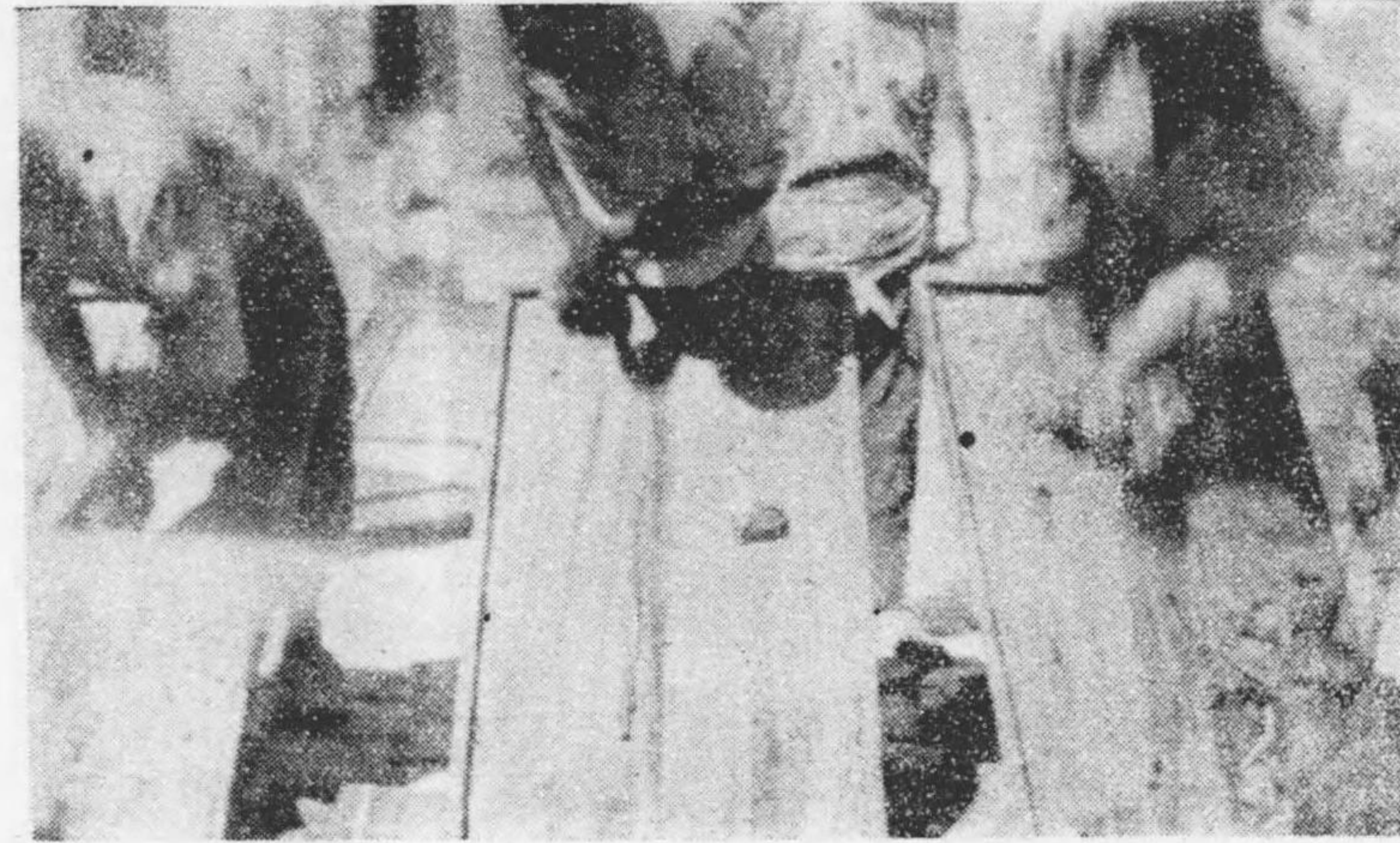


第四章
波斯に於ける阿片の輸出入

秤量及型入作業

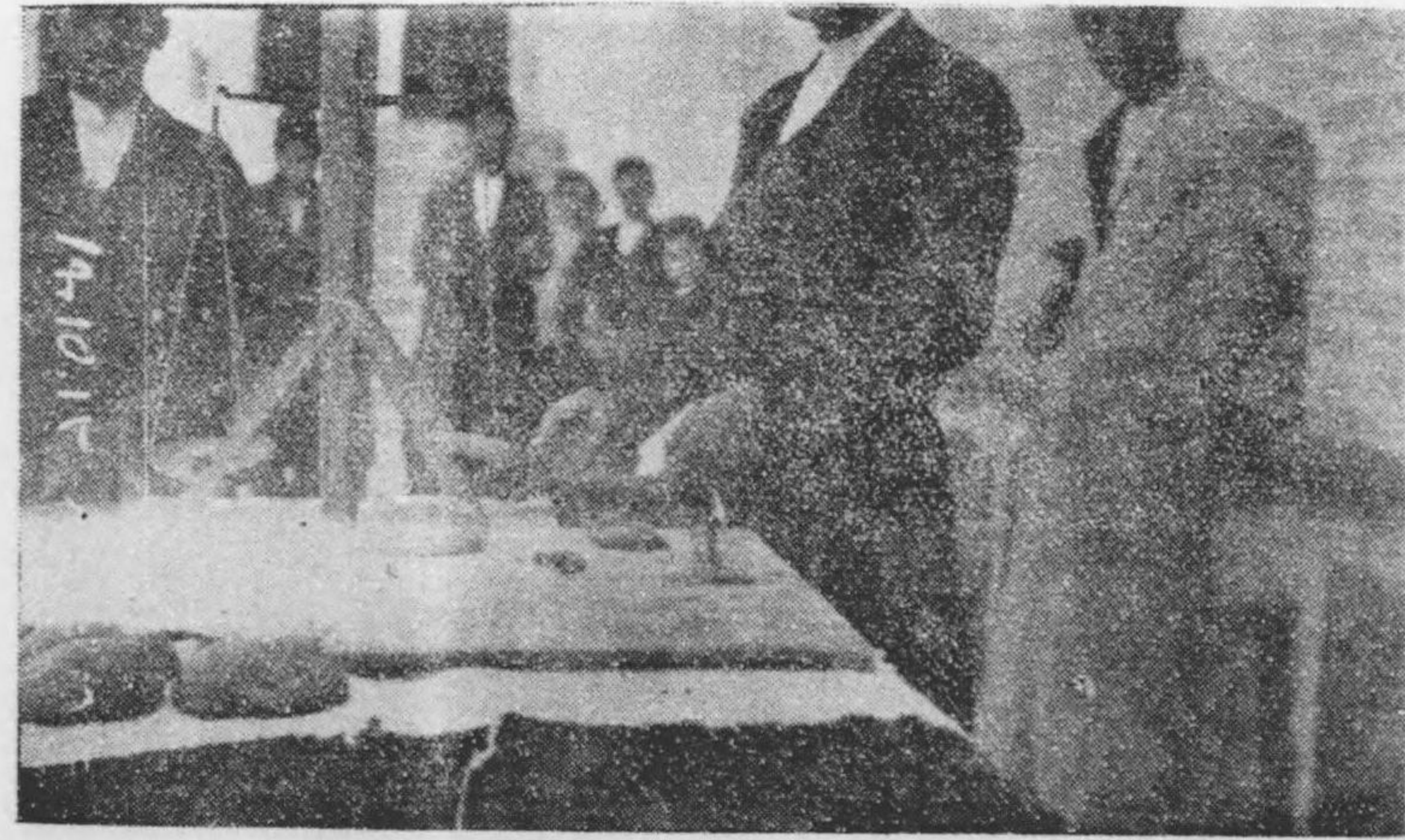


練捏作業 其二

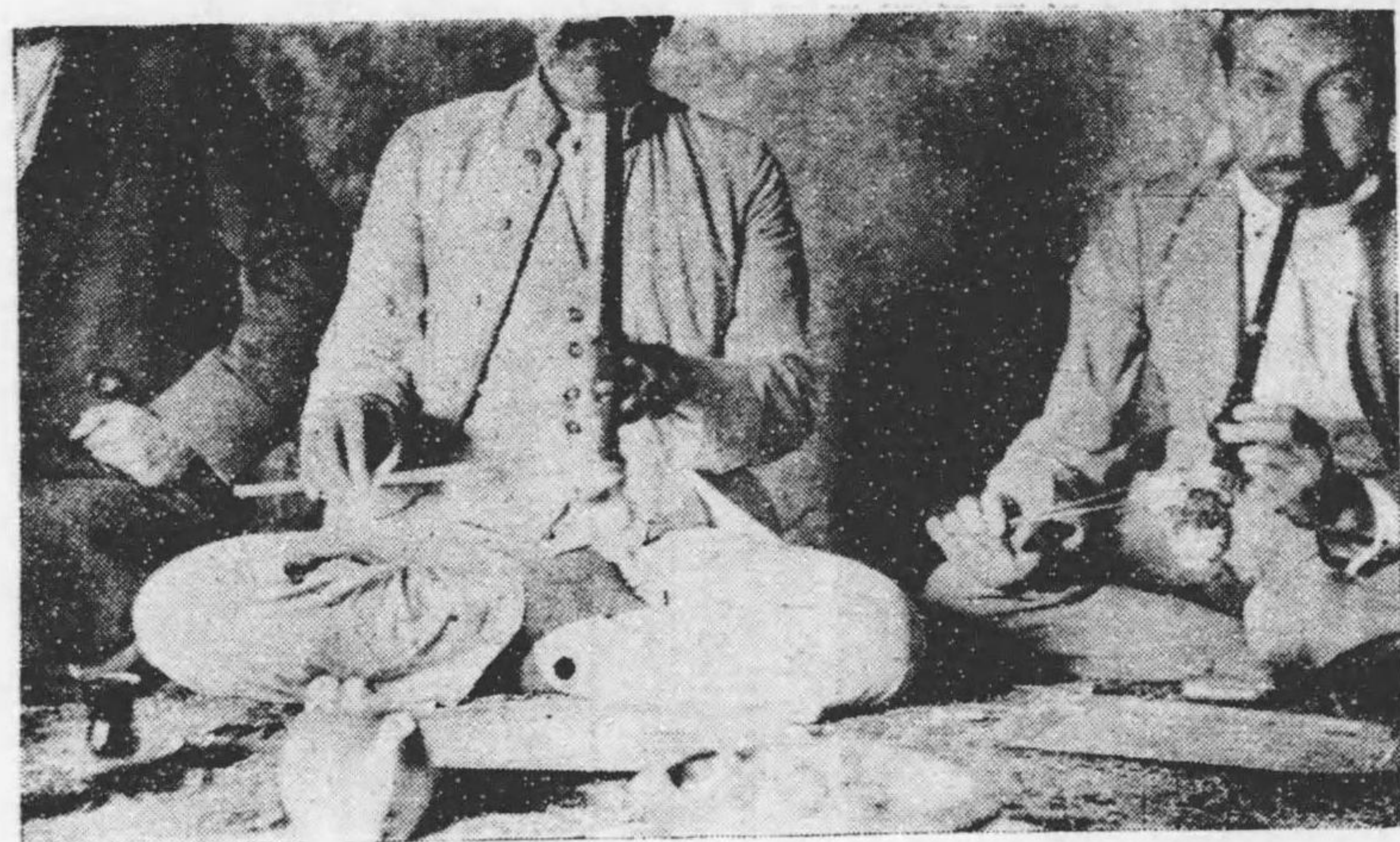


第四章
波斯に於ける阿片の輸出入

練り上げたる阿片を餅の如くちぎりにて秤量す



阿片吸食の状況



第四章 波斯に於ける阿片の輸出入

↑阿片吸食後茶を飲む

↑炭火

↑火箸にて持ちたるは炭火

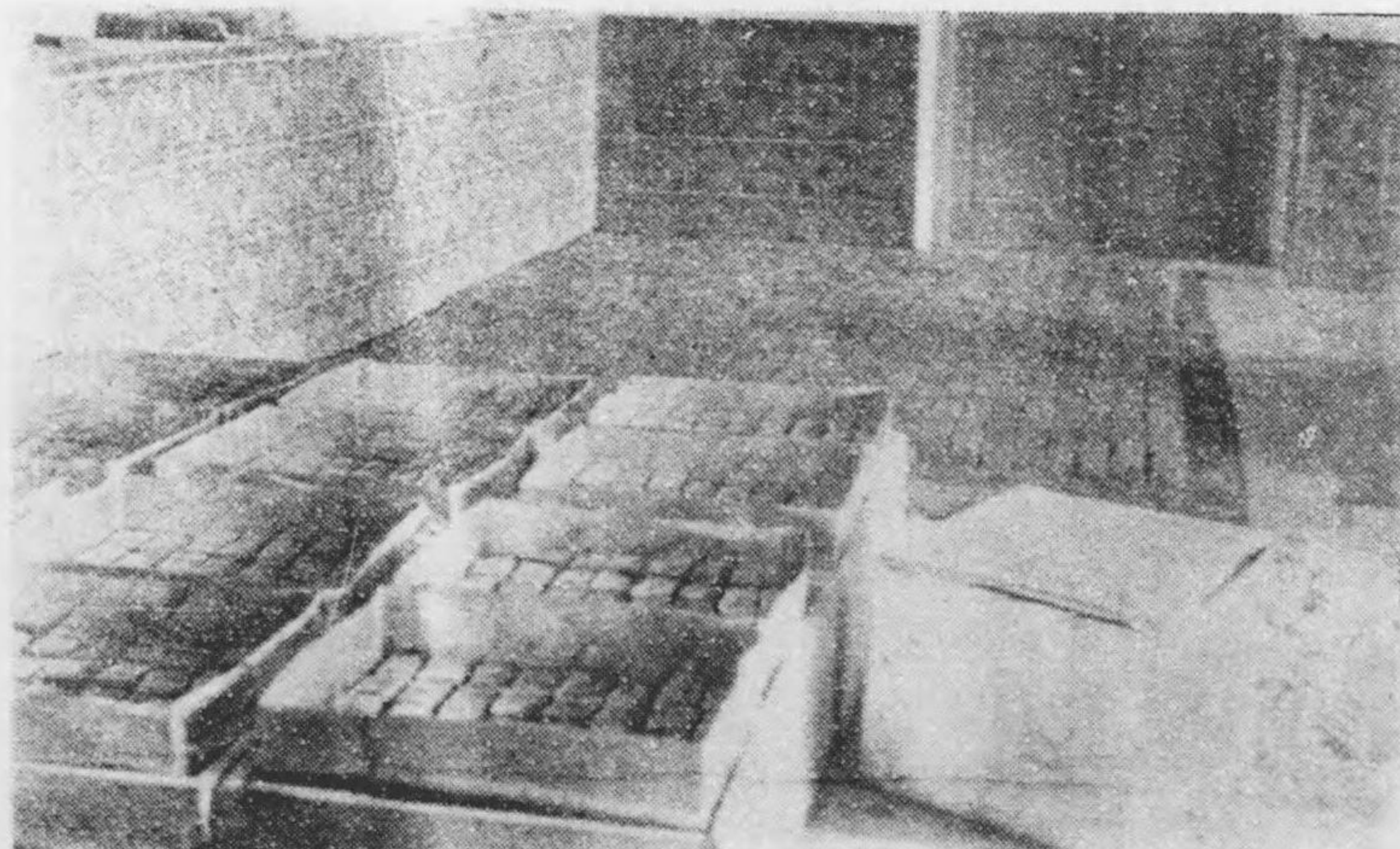


型に入れたる阿片は一日間群置す



第四章 波斯に於ける阿片の輸出入

出来上りたる阿片を紙に包みブリキ及木箱に格納す



四、波斯總輸出上に於ける阿片輸出の地位

阿片輸出は波斯輸出貿易に於て最も重要な地位を占む、(石油は波斯の最大輸出品なれども、其の特権は英國に屬し、全利益の一部分のみ(一九二二—二四年の波斯政府への公納金二三、二四五、〇〇〇クライン)波斯政府の収入となり、貿易の順逆に關係せざる故、總輸出額より石油を除く)。

總輸出と阿片輸出との比較

年	波 曆	次 曆		石油を除きたる 總輸出額 (クライン)	阿片輸出額 (クライン)	阿片輸出の 總輸出に對する (パーセント)
		西	曆			
—	二	九	七	—	二八、五五五、八八五	二四、七
—	二	九	八	—	二四、二六六、二二六	二二、九
—	二	九	九	—	三二、七八三、九〇〇	二六、二
—	三	〇	〇	—	一五、四九六、六三三	八、六
—	三	〇	一	—	四〇、九八二、二二六	一三、三
—	三	〇	二	—	三〇、五六六、一三三	一〇、三
—	三	〇	三	—	六〇、二九七、二五五	一五、六
—	三	〇	四	—	約數 三八四、〇〇〇、〇〇〇	

一九二二—二四年に於ては、阿片の輸出は、石油を除きたる總輸出の宣言價格の一五、六%を表はすことを知るべし。阿片の輸出税は特殊の基礎によるものにして、輸出者は其の眞の利益を生産者に隠す爲めに、阿片の價格を低價に申告するを常とす、平均申告價格は、一パットマン(六封度

半)一九二二—二三年には四〇ニクライン、一九二二—二四年には五六七クラインなり、何れも實際の價格より甚だしく低價にあり。此の低價に申告したるものに對して相當の餘裕を見、而して阿片の不正輸出を加ふれば、阿片輸出は、石油を除ける波斯全輸出の二〇乃至二五%を表はすものなりと確言し得。

而して波斯に於ては、輸出入の平順を得ざるに鑑みれば、若し阿片輸出の額を低減するとせば波斯に取りて重大なることを知り得べし。總出入總額左の如し。

年	波 曆	次 曆		輸 入 (價 格 (クライン))	輸 出 價 格 (石油を除く) (クライン)
		西	曆		
—	二	九	八	—	六九、七三三、六六六
—	二	九	九	—	四八、二五二、六三三
—	三	〇	〇	—	六〇、九七五、三六八
—	三	〇	一	—	六一、九一〇、一〇六
—	三	〇	二	—	三〇、五六六、〇〇〇
—	三	〇	三	—	六九、四一七、七三三
—	三	〇	四	—	約數 三八四、〇〇〇、〇〇〇

第五章 波斯財政經濟上阿片の重要度

阿片が波斯の財政經濟上、従つて又政治上に於て重要な地位を有することは想像以外にして、

波斯の土地を踏みたるものにあらざれば、全く了解し兼ねる程なり。阿片取引の盛衰は直に同國財政經濟上の盛衰に影響を及ぼす。此の原因を尋ぬるに、同國交通機關の文明的施設に於て缺如せること、氣候乾燥し降雨量甚少にして灌漑の便を缺如せるによる。而して多年政治上の惡政は、之等の天然の恩惠の缺如を人爲を以て補充し得ざるのみならず、反對に人爲を以て益荒廢の度を増加したるものと認めらる。

阿片耕作には多量の給水を必要とせず、又給水を必要とする時期には、恰も水量の豊富なる時節なり。従つて阿片耕作は波斯に於て最も容易にして之に比敵し得る他の作物なし。波斯は土地廣大なりと雖、降雨量稀少なるが故に、耕作地は灌漑の便ある地域に限られ、際涯なき大海中に島嶼の散在するが如くに點存するのみ、従つて廣大なる耕作地域を得ること困難にして、比較的甚少の面積より高價物を産出する阿片の耕作は最も有利とする所なり。加ふるに交通は駱駝、驢馬のキャラバンによるものにして、此の如き方法による運搬費は、價格に比して大容量大重量品の輸移出を困難ならしめ、阿片の如き少量にして高價なる作物は波斯の地域に最も適當し、他に之に優る作物を見る能はざるなり。若し俄に阿片の輸出を嚴禁し、阿片耕作を斷絶する方法に出でんか、波斯は直に財政經濟上の破滅に陥るものなることは虚構のことにあらず。之波斯が國際聯盟に加入すると雖、阿片會議に於て輸入證明書制度に賛同し得ざる所以なりとす。波斯の經濟は阿片密輸出によりて成

立すると云ふも過言にあらざるべし、密輸出地は歐米及支那とす。支那に動亂ありて阿片の密輸入困難とならんか、波斯阿片の價格は低落し、之に反して支那に密輸入大とならんが、甚しく騰貴す。歐米人の阿片を需用すること漸次大を加ふることを別にして、之故に阿片輸出禁止制度につき米國は最も熱心なり。支那人の自然的需用の存續する限り、波斯の經濟は之れによりて維持せられ行くものと云はざるべからず。香港政廳の阿片原料は、總て沒收波斯阿片によるものにして、印度阿片使用量は甚少なること、曩に報告したる事實に徴しても、此の沒收阿片により香港政廳の需用を満たす量、(波斯阿片は香港政廳に對して印度阿片を驅逐して其地位に代りたるものと云ひ得べし)及沒收を免れて支那に密輸入せられ、支那人の自然的需用を満たし居ることは、支那に有力なる政府現出し、有力なる警察制度の催立せざる限り繼續するものと認め得べし、若し又有力なる政府支那にあらはれんか、必ず阿片專賣制度を施き、依然波斯阿片に對する需用は少もとも今百數十年間は絶え得ざるものと認め得べし。

政府財政上に於ける阿片の重要度

波斯の阿片生産は、通常の状態に於て、土地所有主及農民に對し、阿片液一バトマン(六封度半)平均三五〇クラーン(百圓)の價格を齎し、總生産約三〇〇、〇〇〇バトマン(一、九五〇、〇〇〇ポンド)の價格總計一〇五、〇〇〇、〇〇〇クラーン(三千萬圓)なり。阿片收穫は、通常、三分の二を農

民に三分の一を土地所有者に分つ、故に土地所有者は一年三五、〇〇〇、〇〇〇クラーンを得、政府は土地に十分の一税を課するを以て一年に三、五〇〇、〇〇〇クラーンの収入を得、此の税源より得る金額は、現在精密に云ふ能はず、阿片生産の土地税は一般土地税と混合し居ればなり、然し収入見積りは大約正確なるものとなし得。

他の阿片より生ずる内國収入は、諸種の項目に於て一四、五〇〇、〇〇〇クラーン、輸出税に於て二四七〇、〇〇〇クラーンなり、即政府總阿片収入は次ぎの如し。

地	租	三、五〇〇、〇〇〇クラーン
他の内地税		一四、五〇〇、〇〇〇
關	税	二、四七〇、〇〇〇
計		二〇、四七〇、〇〇〇 (五百八十五萬圓)

波斯政府の總収入は、一年約二三〇、〇〇〇、〇〇〇クラーン(六千五百七十萬圓)なり、故に阿片収入は其の八、九%を占む。

波斯の總輸出は、一九二二—二四年に於て三八四、〇〇〇、〇〇〇クラーン(一〇九、七〇〇、〇〇〇圓)(石油は政府に對する公納金、使用人の賃銀に對して資金が輸入せらるゝものを除きては貿易平均をなき故之を除外す)に登れり。税關を通過する阿片輸出は六〇、二一九、七一〇クラーン即

石油を除外したる波斯輸出貿易總計の一五、六%なり。阿片申告價格は低額に見積りあるを以て(一バトマン、一九二二—二三年四〇二クラーン、一九二三—二四年五六六クラーン)之を相當價格に見積れば、阿片輸出は波斯貿易の二〇%乃至二五%なりと確言し得。波斯阿片貿易につきては、罌粟の廣大なる面積に栽培せられ居ること、不正阿片の擴大せる貿易、製造中商人により保たる、秘密によりて正確なる實數を示すこと困難なりと雖、前述の見積りは數字、報告を研究したるものにして正確に近きものと云ひ得。

國民經濟上に於ける阿片の重要度

多くの州に於ては、阿片は耕作・勞力に對する現金報酬の唯一收穫物なり。

人民の無數は一部又は全然阿片耕作又は阿片商業によりて生活を支ふるものなり。イスファハンに於て約八〇、〇〇〇の人口中、阿片に關する商業により収入の全部又は大部分を得るものは、少くとも五、〇〇〇戸ありたり、その中には、阿片行商人・仲買人・市場商人・コンミッション商人・輸出商・包装者・運搬者・銅器商・消費阿片棒・輸出阿片餅の製造者あり。平均三人家族(之は少し)とすれば、同市の全人口の二五%は、少くとも阿片貿易により生活するものなることを知るべし、此の數字中には、市中又は市附近の阿片耕作者を包含せず、此の事は稍少き程度に於て一般に波斯の大阿片中心地に於ては同様なりとす。阿片貿易を嚴禁又は多大に減少せしめたる場合に、之等の勞働

者を吸収し得る國の産業なく、又非常なる困難又は多大の損失なしには、土地所有者又は耕作者に對し現在阿片に代用し得る作物なし、假令他の作物の代用を可能ならしむる爲に、必要なる技術者及資本の供給を得たる場合ありとするも、阿片制限によりて招きたる損失を、他の作物による收益により、償い得るには耕作者は多年を要すべし。

第六章 阿片税

一、地租

他の總ての農産物と同様に、耕作阿片につき、十分の一税即土地所有者の總收益の十割を課徴す。阿片耕作による土地所有者の純收益は通常總生産の三分の一なり。

阿片生産總價格 一〇五、〇〇〇、〇〇〇 グライン (總生産 三〇〇、〇〇〇 バトマン)

土地所有者の收得 三五、〇〇〇、〇〇〇 グライン

政府税金 三、五〇〇、〇〇〇 グライン

二、消費阿片税

喫煙用の總ての阿片は、法律により規定の印紙を貼付せざるべからず、之に對し一ミスカルに付二一シャヒ(一バトマン六七二クライン)を徴收し、一年九、四〇〇、〇〇〇ミスカルに對して九、

八七〇、〇〇〇クラインの税金なり、此の額は實際消費の六分の一の税金なり。

三、作業手數料

一年總額 一四〇、〇〇〇 グライン

消費阿片

二ミスカル棒 一バトマンに付 一八 グライン (封緘費を合す)

四ミスカル棒 一バトマンに付 一六 グライン

輸出阿片 一バトマンに付 四 グライン

四、倉庫費用

政府倉庫に貯藏したる阿片に對して、一日一バトマンに付一シャヒを徴收す。(全部の州には尙徴收されず)

一箇年収入 一九〇、〇〇〇 グライン

五、運搬費用

阿片液及製造阿片は運搬するに政府の許可を要す。

一バトマン 一フアルサーク (二 $\frac{1}{2}$ 乃至四哩土地の)に付 七五ダイナールを課す。
(状況性質によりて)

一年總額 一一、〇〇〇、〇〇〇 グライン

六、關稅

輸入	一バトマンに付	六〇グライン	一年	二二〇、〇〇〇グライン
輸出	一バトマンに付	二〇グライン	一年	二、二〇〇、〇〇〇グライン
雜費				五〇、〇〇〇グライン
計			一年總額	二、四七〇、〇〇〇グライン

七、スークテのシール

一ミスカルに付	賣下價格	一グライン三五
一年總額		二、〇〇〇、〇〇〇グライン

八、罰金

罰金又は所罰に關する法律規則の條項左の如し。

- イ、不正阿片液は沒收し、破毀し、一ミスカルに付一クラインの罰金に處す。
- ロ、印紙を貼付せざる隱匿阿片は沒收し、罰金として一ミスカルにつき二クラインを徵收す。
- ハ、不正製造阿片は沒收し、破毀し、一ミスカルに付三クラインを徵收す。
- ニ、偽造又は再使用の印紙の印刷者・使用者・所持者は之を沒收して五千乃至一萬クラインの罰金に處す。

ホ、消費阿片を許可を得ずして運搬するものは、一バトマンに付十クラインの罰金に處す。
 ヘ、不正スークテ及不正シールは之を沒收し、破毀し、一ミスカルに付一クラインの罰金に處す。
 ト、不正モルヒネは破毀し、所持者は一ミスカルに付五十クラインの罰金に處す。
 支拂無能力の犯人は犯行の輕重によりて長短の期間禁錮に處す。

罰金の總收入	一年	三〇〇、〇〇〇グライン
--------	----	-------------

以上摘要

地租	三、五〇〇、〇〇〇グライン	關稅	二、四七〇、〇〇〇グライン
印紙	九、八七〇、〇〇〇	シール	二、〇〇〇、〇〇〇
作業手数料	一四〇、〇〇〇	罰金	三〇〇、〇〇〇
倉庫費	一九〇、〇〇〇	計	二〇、四七〇、〇〇〇
運搬稅	二、〇〇〇、〇〇〇		
總政府收入に對する阿片稅收入割合			八、九%

第七章 阿片に關する波斯政府の政策

波斯政府は、一九〇九年上海に於ける最初の阿片會議に出席したる十二國政府の一なり、又一九

一二年の海牙第一回國際會議にも出席したり、而して同條約第一章第三條a及支那に關する章を除外して署名したり。右の第三條aは條約國は生阿片の輸入を禁じたる國に輸出すべからずとするものなり、支那に關する章の除外は支那と波斯と條約國にあらざる理由によるものなり。

一九二三年九月の國際聯盟會議に於て、波斯代表(ブリンスマルファエドローレー)は政府の命によりて『波斯政府は米國主義の受納に叶ふ研究をなす意思あること、波斯政府が阿片に代用する收獲物を得る計畫を實行するに相當の時を貸せば一九一二年條約の第三條の留保を除くことに意思あること』を宣言したり。

米國主義とは、一九二三年五月アメリカ代表により、ゼネバ阿片顧問委員會に於て主張せられ、米國の議會(In House Joint Resolution 162, first session, 68th)に於て承認せられたるものにして、その主義左の如し。

イ、醫療及科學用以外に阿片を使用することは亂用にして適法ならず。

ロ、亂用を防ぐ爲めには醫藥及科學用以外に殘餘なき様生阿片の生産を制限すること必要なり。而して國際會議によりて、波斯政府に對して次ぎの事項の承認をなすべきことを申出でられたり。

イ、一九一二年會議條約第三條の留保を除くこと。

ロ、阿片顧問委員によりて發明せられたる輸入證明書制度の承認。

ハ、米國主義に叶ふ様醫藥及科學用のみの分量に阿片の生産を減すること。

波斯政府は國內に於ける阿片使用の弊害を虞れ、一九一〇年阿片法を發布して、スークテのシー

レの製造・販賣を政府の專賣とし、消費阿片には増税を行い、阿片生産・運搬の管理を實行せり。

然れども、波斯阿片貿易を制限することは、財政經濟並貿易上の理由、人民及政治上の反對によりて實行容易ならず。

依て一九二四年十一月十七日開催のゼネバ阿片會議に於て、波斯代表は其の政府の命によりて、波斯の經濟上可能となり次第、一九一二年條約第三條の留保を撤回し、直に輸入證明書制度を承諾する意思あることを宣言し、左の如き條件にて經濟上可能ならしむる爲めに必要な資金の供給を受くべきことを申出でたり。

一、年利五分を越へざる二十年間一億萬クラインの國債。

二、最初の五箇年間は利息を免除すること。

三、十箇年後には毎年公債の十分の一を償却す。

四、現在波斯に債權を有する外國政府によりて支拂猶豫を許容すること。

五、關稅問題につき波斯の自由の拘束を除去すること。

阿片生産を醫藥及科學目的に減少するに要する費用として、要求したる國債一億萬クラインの

項 目	考慮中の計畫 總費用	要求費用	項 目	考慮中の計畫 總費用	要求費用
一、農業・運輸・經濟基礎調査	1,000,000	1,000,000	七、公有地の改良	6,000,000	5,250,000
二、礦物基礎調査	1,000,000	1,000,000	八、土地所有者に公債	10,000,000	10,000,000
三、運輸施設	3,000,000	3,000,000	九、模範農場及技術者	1,250,000	1,250,000
四、灌漑施設	3,500,000	10,000,000	十、密賣取締	10,000,000	5,000,000
五、代用作物獎勵	2,500,000	8,000,000	總計	23,000,000	100,000,000
六、生産土木工事	3,500,000	7,500,000			

一、農業・運輸・經濟基礎調査

小麥・綿・絹・茶・煙草・麻・亞麻・甜菜・家畜等の栽培養成を可能ならしむる爲め、専門家の測量・灌漑技師・運輸技師・外國貿易専門家による基礎調査を必要とす

見積費用

一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

二、礦物基礎調査

波斯には石炭・鐵・銅・明礬・雄黃・赤酸化物・鉛・錫・鹽・寶石(トルコ玉の如き)は多量存在し、金銀も亦發見せられたり。之等の礦業源の測量は、新しき重要な収入源の發展に對し大なる可能性を有す

見積費用

一、〇〇〇、〇〇〇

三、運輸施設

イスファハン・シラズ・ブンエール間の道路、ケルマン・ドジダブ間、ケルマン・バンドルアバス間の道路、ホラサン・セイスタン・ドジダブ間の道路又は輕便鐵道

見積費用

三〇、〇〇〇、〇〇〇

四、灌漑施設

見積費用

一〇、〇〇〇、〇〇〇

五、代用作物獎勵

見積費用

八、〇〇〇、〇〇〇

六、生産的土木工事

見積費用

七、二五〇、〇〇〇

七、公有地の改良

見積費用

五、二五〇、〇〇〇

八、土地所有者に公債

見積費用

二〇、〇〇〇、〇〇〇

九、模範農物及技術者

見積費用

一、二五〇、〇〇〇

一〇、密賣取締

見積費用

一、二五〇、〇〇〇

模範農場及農事試験所の建設、技術家の使用に對する五箇年間

密賣の防止・巡視者・監察者を増加する一箇年費用一、〇〇〇、〇〇〇の五箇年

見積費用 五、〇〇〇、〇〇〇

計 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇

又波斯代表は「阿片生産制限をなすの困難なる事情を研究し、醫藥及科學用の目的に必要な程度に、阿片の生産を制限する可能的方法を勸告する目的を以て、委員を選定して波斯を視察すべきこと」を申出てたり。

國際聯盟は右委員の派遣を承認したり。

波斯代表

Prince Mirza Riza Kham Arfa-ed-Dowlah

公使 前司法大臣

Mirza Eissa Khan

前財務大臣

第八章 阿片代用作物

阿片を禁絶して、他の作物を以て収益を擧げんとするに當り、考慮すべきことは次きの事項とす。阿片は一定面積に甚大なる報酬を齎らし、其の運搬には鐵道又はよき道路さへも必要とせず、市場に出す道行き簡單なり。

阿片液又は輸出阿片に對する價格有利にして、常に實際需用あることなり、又他の作物より高き報酬を齎らすのみならず、阿片は給水豊富にして安價なる時期に、三月二十一日後六十日の間水を小許要するのみなり、而して他の作物は阿片の收穫物が集められたる後に同じ土地に植付をなし得。故に他の作物より同じ純収入を耕作者が得る爲めには、一層大なる面積と一層多量の給水が必要とし且つ代用作物に對する市場の設備を要す。阿片耕作地方は各州内に於て實際善良の道路もななく、運搬は全然、駱駝・驢馬のキャラバンによる所最も多し。

代用穀物の耕作を可能ならしむる爲めには、安價なる多量の水の供給を必要とす、又經濟的運搬方法の設備、現在の耕作方法及器具によりて、收約的の耕作を可能ならしむる様技術的の指導を必要とす。

阿片代用作物として考へ得べきものは、小麦・絹・煙草・綿・甜菜・茶・麻・亞麻・乾果實とす。

前記の代用物は、自然、阿片耕作地方のみに適用せられず。代用作物をなすに當り、阿片耕作地方の私人の利益を第一に注意すべきと同時に、阿片生産の減少により失はるゝ所を償ふに足る収入を政府に齎らすものならざるべからず。故に非阿片耕作地方に於ける農業の改良は、新財源又は増加財源を作る爲に必要なものとす。

代用作物につきて見れば左の如し。

小麥

運搬條件として交通が改善せらるゝにあらざれば、小麥又は他の穀物を更に多く耕作することは不可能なり、一州に於ては倉庫内又野に於て小麥は腐りても、六百哩先の人民はパンの缺亡の爲に困苦し又は餓死せんとする状況にあり。

ホラサン・セイスタンの小麥に對しては一時的印度の市場あり、アゼルバイザン及裏海に面する州の小麥に對しては露國に於て一時的市場あり、波斯灣に達し得る小麥に對しては世界的市場あり、併し世界的不足の時を除きては、適當の道路又は鐵道が建設せらるゝにあらざれば、輸出は不可能なりとす。

絹

絹産業は阿片代用として大なる可能性あるが如きも、資本・技術・殊に時を必要とす。氣候の状態によりては、少くとも六年乃至十年は桑を種より養成するを必要とし、實際的利益ある基礎に置くには尙多くの年を要す。

煙草

煙草は波斯に能く生産す、然れども煙草の生産に對する市場は限られたり、専門家は使用せられざるべからず、適當なる種類を撰定せられざるべからず、百姓は耕作につき教養せられざるべからず、市場の取扱は完全ならざるべからず、時と資本とは必要なり。

綿

綿は波斯の大部分に利益を以て耕作し得るも、専門家の注意・種・資本（灌漑及運搬の）を必要とす。

茶

茶の生産は試験的なり、併し有望なり。

麻及亞麻

麻及亞麻は波斯にて可能なり、經驗を得る爲めには時を必要とす。

砂糖

甜菜は成功を以て耕作せられたり、甘蔗は概ね波斯灣及裏海沿岸地方に耕作し得。よき指導と適當の資本を以て波斯に消費せらるゝ砂糖は、國內に於て製造せられ、餘分は輸出するを得べし。

乾果實

乾果實は輸出として改善するを得、併し主として阿片を耕作せざる地方とす。

牛肉

輸出用の牛肉畜を養成することは確に成功の望みを有する可能經驗を有す。波斯にては牛肉を多量に食せず、従つて牛肉家畜には之迄大なる注意を拂はれざりき。家畜は運搬するに輕し、養成

第九章 波斯歳入出、輸出入

米	三九,三三〇,〇〇〇	煙草	五,二八〇,〇〇〇
綿	四九,三九九,〇〇〇	皮革	五,一〇〇,〇〇〇
羊	二,二九八,〇〇〇	他	九,九八〇,〇〇〇
内	五,九二〇,〇〇〇	の	二,五〇〇,〇〇〇
粗	三,三三〇,〇〇〇	油	一,一〇〇,〇〇〇
綿	七,六九七,〇〇〇	ト	三,一〇〇,〇〇〇
製	五,六六九,〇〇〇	ハ	一〇,四七五,〇〇〇
織	五,六六九,〇〇〇	ッ	三,八三〇,五〇〇
織	五,六六九,〇〇〇	ス	五,一四六,〇〇〇
絹	五,六六九,〇〇〇	ツ	一〇,七〇二,〇〇〇
物	三,九二〇,〇〇〇	油	五,一四六,〇〇〇

一九二二—二四年主要輸入品

茶	三〇%	金	一八三三	總輸入に對する割合
砂	一九%	綿	二〇九七	
織	九%	物	一〇九七	
糖		布		
物				

輸出入總計

年	次	總輸入	總輸出	合計	輸入超	輸出超
一九二一	一—一四	六四七,六五〇,〇〇〇%	四五八,八〇〇,〇〇〇%	一,一〇六,〇〇〇,〇〇〇	一,九一三,〇〇〇	—
一九二二	一—二三	六九〇,〇〇〇,〇〇〇%	七三三,九二〇,〇〇〇%	一,四二三,九二〇,〇〇〇	—	一,一七四,〇〇〇
一九二三	一—二四	六九四,五二〇,〇〇〇%	七八三,九二〇,〇〇〇%	一,四七八,九二〇,〇〇〇	—	一,一七四,〇〇〇

一九二二—二四年輸出入徑路

貿易路	輸入	輸出	貿易路	輸入	輸出
イラツク	一九四三,八〇五九	六二,四八三,四三三	コーカサス・土耳其	四六,九一七,六八	三九七,二九〇
波斯灣	二七,七六〇,七六	五五,一五,五六	小包郵便	五〇,九一七,五	五〇,一一三
印度(カラチ理由)	五四,三五六,七四	二六,〇五,九五六	計	六七,二一六,六七五	七九,七七八,七六
アフガン・カスピアン	九四,〇六,六三	一〇,二四〇,六四〇	計	一,四二一,九三九	—

輸入に二二,〇〇〇,〇〇〇 輸出に二七,〇〇〇,〇〇〇の差あるは小包を計算せざるによる。

第十章 阿片の都イスファハン

一、阿片商人

大正十四年十月二十八日夜イスファハン著、ネマジー氏の紹介により阿片巨商エフテハール氏邸に客となる。二十九・三十・三十一日及十一月一日の四日間滞在せり。

イスファハンは波斯商業の中心地にして、波斯の大阪とも稱すべき所なり。繁華の度波斯全體が貧弱なる故、大阪の十分の一にも足らざるも、波斯に於ては繁華なる商業市なり、而して此處に大小無数の阿片商人居住し、阿片の取引、製造に従事す、阿片の商況可なれば同市は繁榮し、不可なれば沈衰す。

余の滞在中訪問せる重なる阿片商竝阿片に就て聞き得たる談話を摘記すれば左の如し。

(一) エフテハール氏 Mirza Ahmad Efteklar.

商 號 H. S. Mohamed Taghi Amin Tojjar & Sons.

電報宛名 Efteklar = Isfahan.

事務所は住宅及阿片製造所と別にして、波斯獨特の構造を有する市場内にあり、(他の商人も多數は同様なり)毎日阿片仲買人七・八名來りて、阿片の市價を聞き地方よりの生阿片販賣をなす、之等地方商人より買集めたる生阿片を以て阿片の製造をなすものにして、同氏は二百箱迄は品質一定せるものを供給し得ると言ふ。

阿片製造場は同氏住宅を使用す、職工十數名を使用し清潔なる場所にて製造し居るを認めたり。阿片に就き同氏より聞きし事項

(イ) 阿片の種類

三等あり、左の如し。

一等品

一モンド五〇〇クライン(生阿片イスファハーンの價格)にして褐色最良品なり、一
二%のモルヒネを含む。

二等品

一モンド四〇〇クラインにして赤色(即ち黒味がかかる)一〇%のモルヒネを有す。

三等品 一モンド三〇〇クライン赤色にして七%のモルヒネを含む。

波斯人は黄色のものを最も珍重し、波斯内の消費阿片は此の黄色の最も優良なるものを以て製造せらる。生阿片は收穫直後には黄色を呈するも時日経過せば變色す、收穫の時製造すれば褐色の儘永く保存し得るも、一年を経過せば變色することあり但しモルヒネの含有量には變化なしと。

(ロ) 輸出

一等品 (モルヒネ一〇乃至一%)

ブシエール沖渡、一箱(一六〇封度)三、〇〇〇留比モルヒネ一%を遞下する毎に二五留比を減す。

イスファハン人口の三分の一は、土地所有者か又は阿片耕作者にして、イスファハン州の年産額二五、〇〇〇シャモンドなり、内二四、〇〇〇モンドを移輸出す、即ち製造阿片二〇、〇〇〇モンド、生阿片四、〇〇〇モンドにして、先づシラズ市に出し、ブシエールに移して移輸出せらる。

イスファハンよりの年輸出額は三、〇〇〇箱乃至四、〇〇〇にして、年製造能力は五、〇〇〇箱乃至一〇、〇〇〇箱なり。

(ハ) 製造費及運搬費等

製造費 一箱に付約三〇〇クライン

(内 譯)

調理費	一七〇クライン
木箱	一〇
ブリキ代	四〇
ガンニー袋	三〇
紙及絲	二〇
鐵帶	一〇
苦力賃	一〇
其他雜費	一〇

運搬費

耕作者より製造者迄の運搬費

一モンドに付 約一クライン

イスファハン・ブシエール間(三六〇—四〇〇哩、二七日—三二日行程)

搬出費 一箱に付約一〇〇乃至一二〇クライン

(内 譯)

イスファハン・シラズ(一七日—二〇日)六〇乃至七〇クライン

シラズ・ブシエール(一〇日—一二日)四〇乃至五〇クライン

主として驢馬により駱駝によること稀なり。

運搬費の三分の二を前渡し到着後三分の一を渡す。

保險制度なし。

(ニ) 耕作

收穫狀況本年(大正十四年)は最も悪し、昨年は良好にして一昨年は中程度なりき。本年の不良なるに拘らず阿片の價格安きは支那争亂の爲め需用なかりしに由る。

十月末播種し床換へをなさず、三月に至りて肥料を施し草を取り灌漑をなす、草は二度除去し肥料は人糞・山羊の糞を混用す。

收穫は五月末にして高さ二尺五寸位ひとなる、花は白なれども稀に赤色のものもあり、阿片の分泌量は花の色により差異なく、一株につき一箇實を普通とす。液汁は朝截りて午後採集す、其の翌日更に二回目の液汁を採る、忙はしき時は一日又は二日を置きて採集すること

あり。採集人夫は收穫時に雇入れ一日四乃至五クライン及び一乃至二ミスカルの阿片液を與ふ。

阿片を耕作したる年は他の作物を作らず、翌年は小麥を作る。

地主と小作人との分配は、地主二分の一乃至三分の一、時により三分の二を收得す。地主は小作人に耕作料の前貸をなし、小作人は阿片の收穫物を以て返済す。

阿片耕作には何等の制限なし。

(二) アミナドジャール氏

商 號 H. M. H. Aminotojar & Bros.

電報宛名 Amin = Isfahan.

兄弟三人共同經營なり。

阿片製造場は住宅と別にして事務所附近の市場内にあり、構造清潔ならず、職工十數名製造に従事し居たり。廣大なる住宅を有し、立派なる阿片試験室を設備す。

阿片に就き同氏より聞き得たる事項

(イ) 印度阿片栽培を禁止せざる限りは、波斯阿片の栽培を禁止せず。

(ロ) 同氏は米國にも輸出す、始め孟買を経由して米國に輸入したるが印度政府にて喧しくなり

たるを以て漢堡を経て米國に輸入したり。之を知りたる印度政府は其の後孟買を経由することにつき喧しく言はず、現今は孟買を経由しつゝあり。

(ハ) モルヒネ含有量は一〇%以上一二%にして平均一一%が通常なり(英方による)之に他物を混合してモルヒネ含有量少きものを作る、例外の最高は一四%にして最低は八%なり。

(ニ) 仲間商人の利益は一〇%乃至二〇%平均一五%の利益とす、支那に賣るものは二五%乃至五〇の利益を得。

(ホ) 一九二四年四月阿片五十箱(モルヒネ七、四八%)をブシエール沖渡一箱四九〇〇留比にて孟買ネマジに賣り、之を臺灣に輸入したることあり。

(ヘ) 現在の値段は、一〇%(英方) F.O.B. ブシエール沖渡、一箱(一六〇封度)二、八〇〇留比なり。

(三) ハジ、マホメツド、ホセイ、カザルニー氏

イスファハンにて最大なる阿片商なり、主人不在にて若主人に面會す。(時間の都合上、工場及住宅は觀ず)

阿片の價格を問ふに、三箇月前シラズの商人に賣渡したる價格は F.O.B. ブシエール沖渡一〇%のもの二、七〇〇乃至二、八五〇留比なりと。

通例二〇〇〇乃至五〇〇〇箱を供給するも二、〇〇〇箱迄は供給し得る能力あり、二〇〇〇乃至三〇〇〇箱は品質一様なるものを製造し得。

(四) マハムツデー、コンバニー

商 號 The Mahmudiéh, Co.

電報宛名 Mahmudiéh.

市場内の事務所を訪問す。

之れ迄千箱製造したることあり、併し資金を要する仕事なるを以て必ずしも常に千箱を製造し得ると言ふを得ず。年二〇〇〇箱をベヘハニー氏へ供給す、同氏とコンミッション又は共同資本によりて經營するが故に他の商人には供給せず、最近の價格はブシエール沖渡一箱二、九五〇留比なりと。

(五) ボナクダール氏

商 號 Hajj Abdul Ghaffar Bonakdar.

市場内の事務所を訪ふ、誠實にして信頼し得る人物なり。

阿片の價格を質すに

八%のもの

五、九〇〇^{グライン}

九%のもの
一〇%のもの

六、六〇〇

七、三〇〇

運搬賃

イスファハンよりシラズ迄

三六〇^{グライン}

イスファハンよりブシエール迄

四二〇 (税を含む)

二、波斯阿片買入に關する提案

余の面會したる商人は、一人として臺灣との阿片直接取引を希望せざるものなし、彼等は利得を得んとするに甚だ熱心にして、中間商人によりて彼等の收利を幾分にも低減せらるゝことを恐れ居れり。現在の狀況にては、極めて少數を除きては、ブシエールに積み出し波斯人の阿片商に引き取られ、而して後海外に輸出せらるゝを以て、此の中間に立つ商人に過大なる利益を獲得せらるゝものと信ずる如し。

今若し臺灣に於て波斯阿片の買入をなさんとする場合、其の最良と信ずる方法を提案すれば左の如し。

臺灣總督府の年需用額は、既定の量なるを以て、此の需用量を參酌して、一等品幾干、二等品幾

干、三等品幾干と豫定し、阿片の收穫期に於て價格を提示して其の買入を注文す、即ち毎年四・五月迄に注文を發すれば、モルヒネ一・二%含有のもの(英方)にして他の混和物を含有せざる純粹の阿片を集取することを得、此時期を過ぐれば多くは混和物あるものを生ずべし。

波斯阿片は歐米(殊に米國に密輸せらる)に輸出するもの、外は、支那よりの需用により左右せらるゝものにして、公然の市價を建つるを得ず、故に當方より示したる價格により、或程度迄購買を進め得るものと信ず、若し提示價格にて購入するを得ざれば、其の數量を免除す、強いて買はんとすれば價格を益釣り上ぐるを以てなり。

買入者を數人に分つか、或は一人に限るかは、研究を要すべきことにして、何れも一利一害にして絶對的のものにあらず、先づ最初著手する方法としては一人を指定して之を行ひ、漸次改良するを得策とすべし。

土耳其阿片

土耳其阿片

緒言

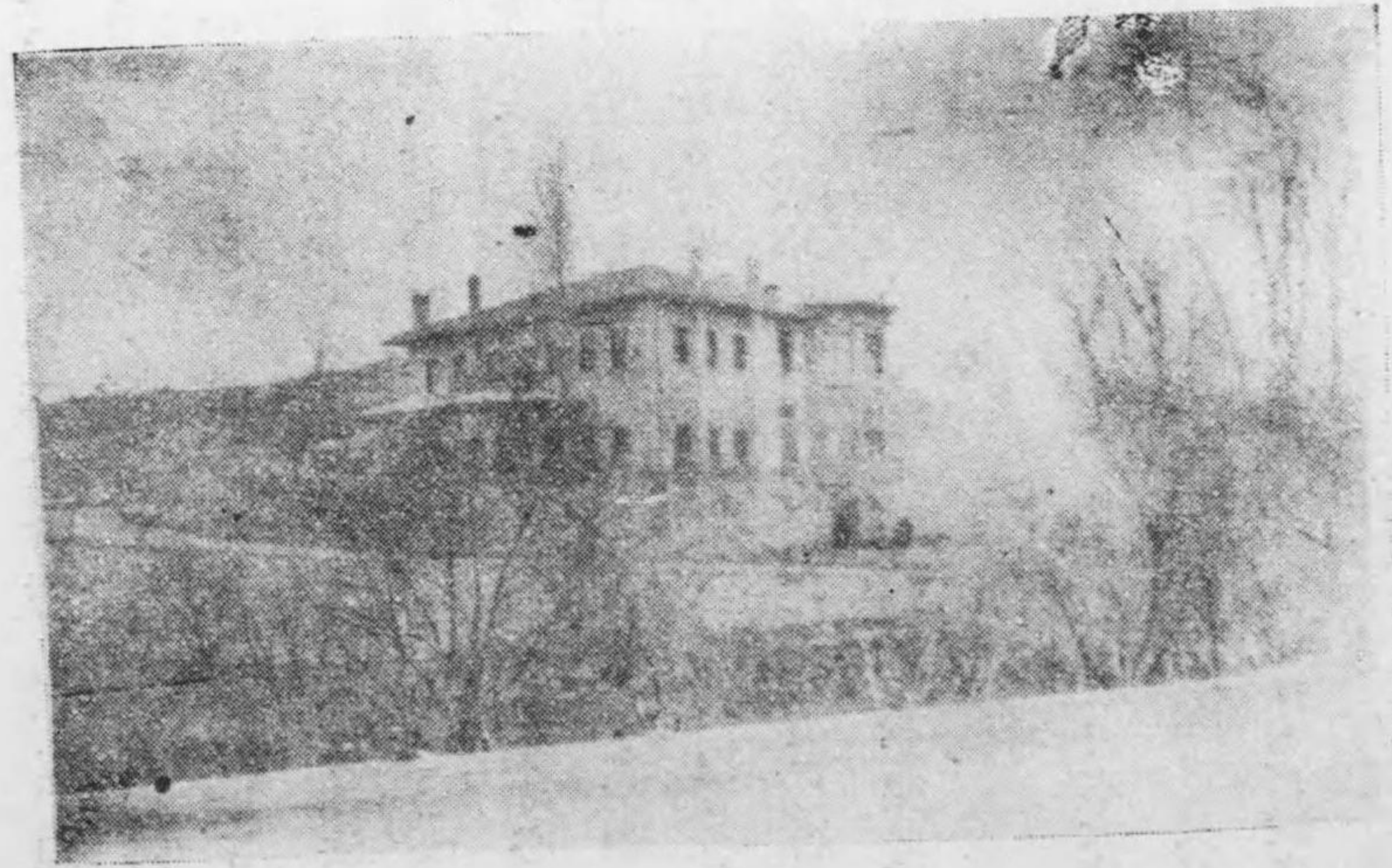
土耳其は、世界に於ける阿片生産の起原地なるべく、今も阿片主産國の一なり。其の生産量は印度又は波斯の如く大ならず、歐洲大戰前に於ても、最も多量なる年に於て百二・三十萬斤にして、戦後に於ては、領土縮少し、多大の人口を失ひ、其恢復は容易ならざるものあり、現今の生産は、通常年の於て五十萬斤内外なるべし。

土耳其政府は、國際阿片會議の阿片生産制限の議に共鳴する意思を有せず、阿片の耕作は農民の自由とし、特に阿片に關して重税を課する如きことも無し。故に今後も、印度及波斯阿片に比して、極めて安價に（凶作の爲め收穫減少したる場合は例外的に高價となる場合あるは勿論とす）世界阿片の需用を満たす地位を失はざるべし。阿片耕作の方法は、波斯と同様多年惡政の下に馴致せられて、改善進歩をなして收穫の多量と品質の向上を計ることなく、又天候の支配を受くること甚しく、生産物は不純物を含むこと多く幼稚に屬するも、モルヒネ含有量の高きと、（氣候の寒冷なる地方ほどモルヒネ含有量高きを常態とす）歐米市場に最も接近するの便利なることにより、瑞西・獨逸・佛蘭

土耳其國民議會



ケマルパーシャ住宅



土耳其アンゴラ市



して、他の品種を多く用ゆる必要ある場合に、土耳其阿片中の品質上等なるものを以て試むることは妙なるものあるべし。又此の「ソフト」種購入については、現在希臘領となりたる、マセドニア地

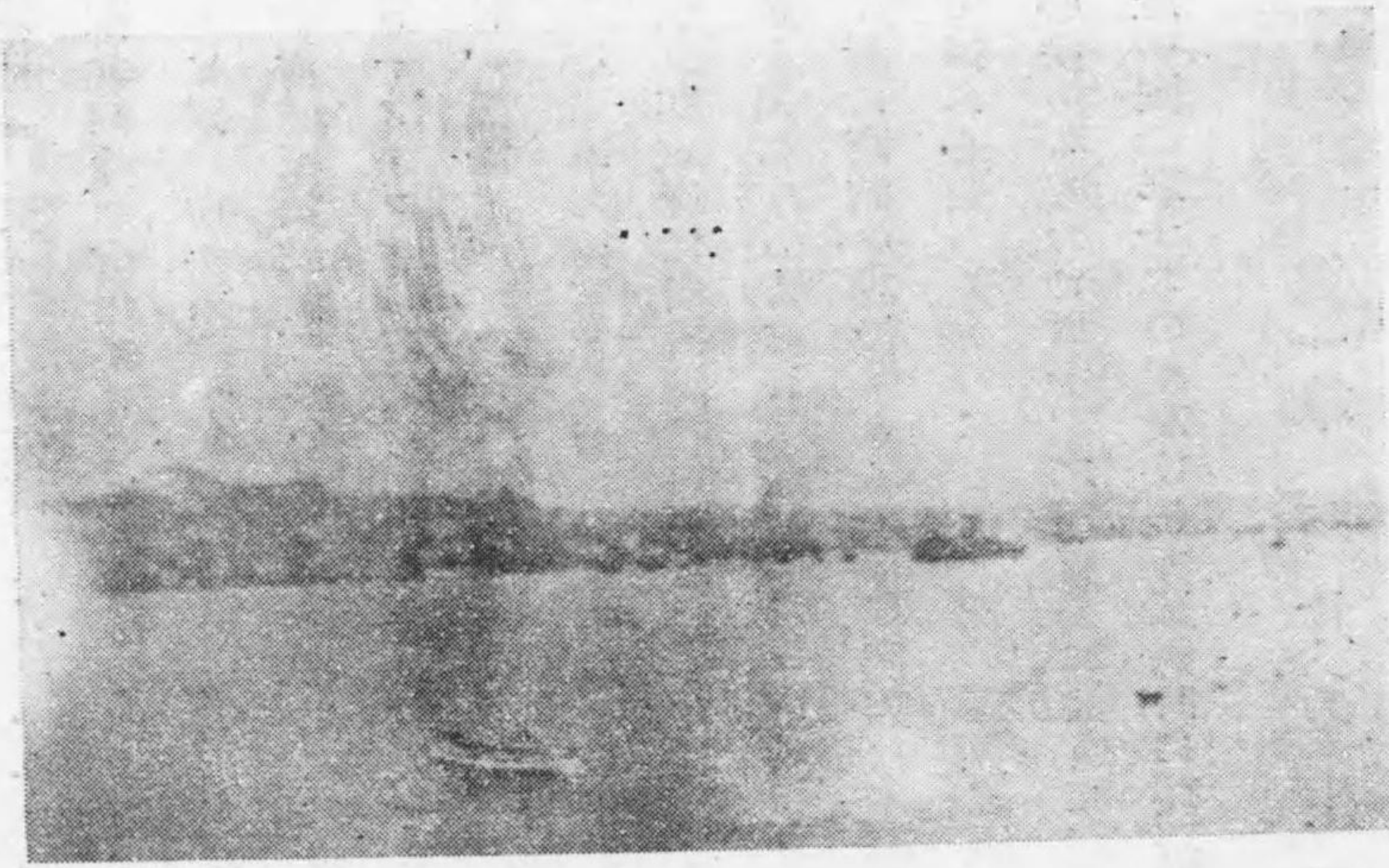
入については、品質の上等なる「ソフト」種を試みる必要あるべし。印度阿片高價（此の六月に至りてカルクッタの阿片競賣を廢止せしどか）に

西及米國等よりの需用は絶えざる状況にあり。而して阿片主産國の一たるに拘はらず、國民は阿片によりて生ずる弊害に感染せざることは最も注意を要すべきこととす。臺灣に於て需用する阿片購

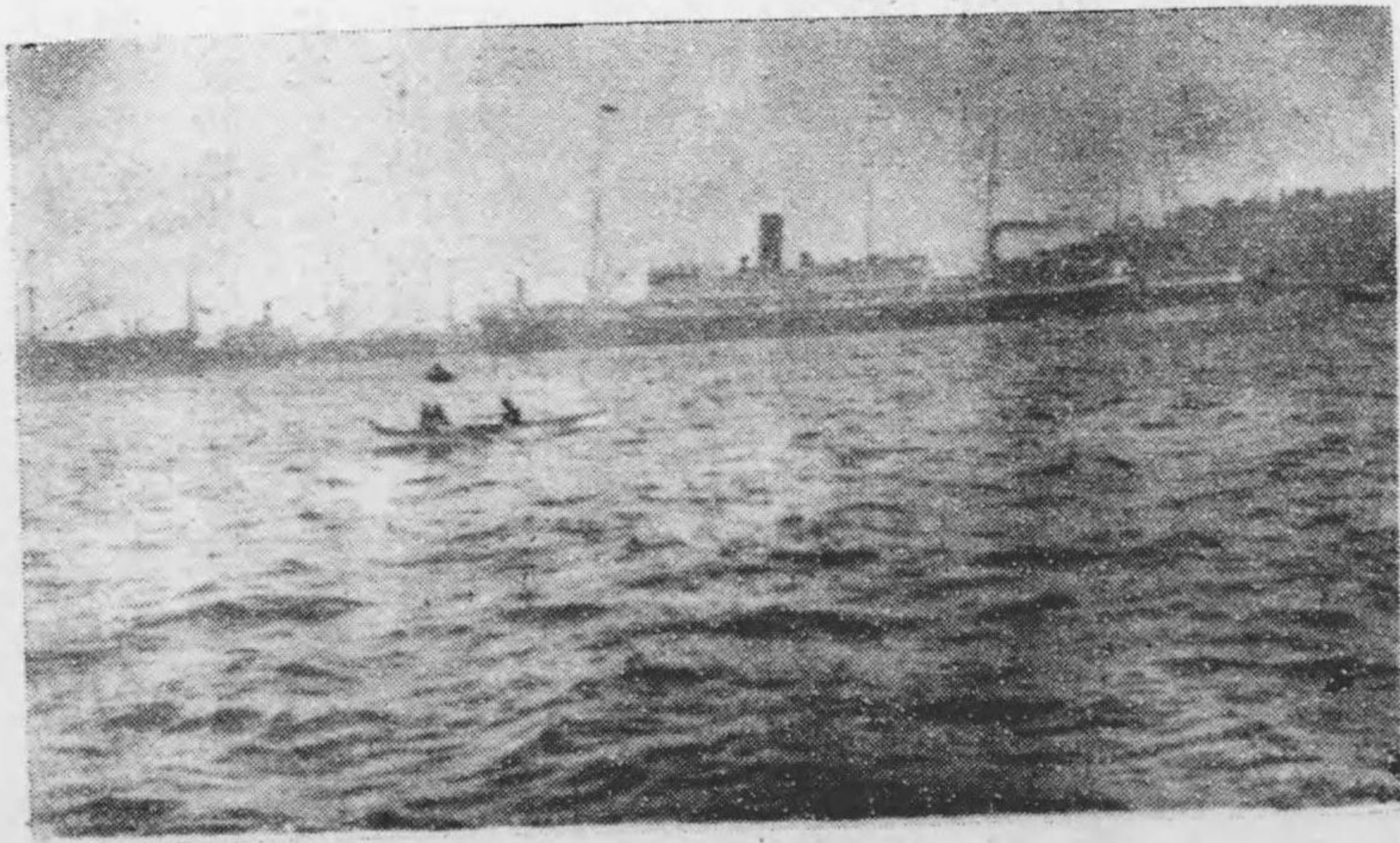
方産の阿片を求むることも、考慮の中に入るべきことゝす。而して阿片購入の方法について、現在三井物産會社は、臺北の店よりロンドンの店を通じて、コンスタンチノール又はスミルナの阿片商と取引をなせり。數年前迄はロンドンが阿片取引の中心市場にして、波斯阿片も土耳其阿片も、ロンドンに於て最も有利に且つ自由に取引せられたるも、現在は然らず、一九二〇年危険藥劑法制定以來、英國政府は阿片取引につき最も嚴密煩瑣なる取締をなし、ロンドンの店を通ずることは不利なる狀況にあり、臺北の店はコンスタンチノール又はスミルナの阿片商と直接取引をなす必要あるものと認む。右二地在住の商人については、取引上の資産と信用につき、悉く危険なるが如く感ずるもの多きが如きも、之は先方に關する智識の不充分なる結果の致す所にして、余は何等の危険を感せずして、安全に取引をなし得るものなることを信ず、(從來の取引が既に充分之を證し居るものと見るを得べし)余は更に進んで左の提案が、若し實現せらるゝことあらば甚だしき幸福を感ぜざるを得ず。

日本と土耳其及バルカン地方との關係に於て、次第に密接なる關係を來し、土耳其には日本大使館の設立も見るに至り、(小幡大使は昨年十一月日本よりの最初の使節として著任せられたり)又日本航路の開始も、實現せんとして研究しつゝあることを耳にせり。然るに日本の大商館は未だ設立を見ざるなり、昔時は、臺灣に需用する印度阿片購入の爲に、カルカッタに三井物産の出張員の駐

其一 其 一
コンスタンチノール



其二 其 二



在を見るに至り、之が原因をなして、今日のカルカッタ三井物産支店の盛大を見るに至れり。今日土耳其阿片を需用すること、昔時の印度阿片を需用する如く多量ならず、又年と共に漸減するものなりと雖、尙年額數十萬圓の需用は絶たざるなり、之が手数料としては多額の金額に上る能はずと雖、尙駐在員設置について多少の援助となり得べし、故に之を動機として三井物産駐在員をコンスタンチノーブルに設置し、現在既に輸入せられつゝある日本商品並外國間の商品を扱ひ、土耳其の外に、黒海とバルカン半島とを控ゆる背景を以て、商業の遺利を日本人によりて吸収することあらば、亦日本の國富を増加し得る所以ならざるべからず。

土耳其政府は利権回收熱盛にして、温健なる良政治家を缺ぎ、施設未だ宜しからず、外國商人の發展を阻害すること日に甚しく、コンスタンチノーブルの繁榮を失墜せしめんとする現況にて、此處に新に商館を設置することは、困難なる事情多く伏在すると雖、創業に對する犠牲は、何等かに於て拂ふ必要あるものにして、此の困難と戦いつゝ、國富を増加する爲めの努力は、不斷に之をなす必要あるものと信ず、之又貿易によりて、海外の富を日本に吸収する機關となれる、大三井物産會社の國に奉ずるの權利にして又同時に義務なりと信ずるものなり。

第一章 阿片の生産

第一節 阿片の産地

生産阿片の品種によりて産地を大約左の地方に區分す

一、アマミア Amassia 地方

此地方に屬する産地は、グムシユ Gumuch, ハシ Hadji, キユーイ Key, メシド、ユーズー Medjid Euzu, シーノ Zile, ヘルツマ Erbea, トカト Tocat, メリフォン Merfon, ヨスガト Yosgat, ウルグプ Urgup, シヴァス Sivas, アマミア Amassia を包含す。

此の地方より産する阿片を、ソフト Soft (吸食用) と稱し、モルヒネ分高くして二三乃至一三、五〇パーセントに達す。

二、アフヒオン、カラヒサ Afon-karahissar 及びクタヒア Kutahia 地方

此の地方より産する阿片を、ドラグイスト Draguiste (薬用) と稱し、製薬用に供せられ、モルヒネ分は一パーセントとす。

尙此の地方に屬する産地に、ハイハザール Beyhazar, コニア Konia, カラマン Karaman あり。

三、マラテイア Malatia 地方

コンスタンチノーブル商業會議所の調査に曰はく、

『此の地方の阿片は、米國及英國に於て麻醉劑用として尊重せらる、品質は前二地方より劣り、モ

ルヒネの含有量少し、マラテニア地方の阿片は、他の品質の阿片と同価格を以て取引せらる』と、余の土耳其に於ける商人より聞きたる所にては、片輸入税金の關係上、米國阿片はモルヒネの含有量の最も高きソフト種を、比較的價格の高きに拘はらず之を需用すと、阿片商エドワードソンの回答には、此の地方の阿片を下級吸食用 Low quality soft とせり。



四、スミルナ地方

此の地方に屬する産地は、チアル Tehall, ウーチャク Uchak, ナシリ Nazili, アキサー Al-Hissar, チネ Tchine, シマヴ Simav, クーレ Koule, スバルタ Sparta, ブールドウ Bourdou, ケドス Kedos, セイデイキユーイ Seyli-Keny, カラガツチ Karagatz, サリール Salihli, フオツチャ Eotcha, バルキサ Bali-

Kesser, ボガドイツナ Boghadytch, キルカガツチ Kirragatch, ゴルドイツ Gordiz, ボロヅアデイン Boloradin, イルギン Igin, グンルク Gunluk, グェイツ Gueyve, タヅシヤンリ Tavshanli 等。

此地方の阿片は、一般にオーク(二、八二ポンド)を單位として籠にて取引し、他の三地方の如く箱にて取引せず、此地方の阿片は一一乃至一〇パーセントのモルヒネを含有す。土耳其にては阿片を吸食用と薬用とに分ち、ソフトはモルヒネの含量多く、品質薬用に比して純良なるものとす。

ソフトの品位

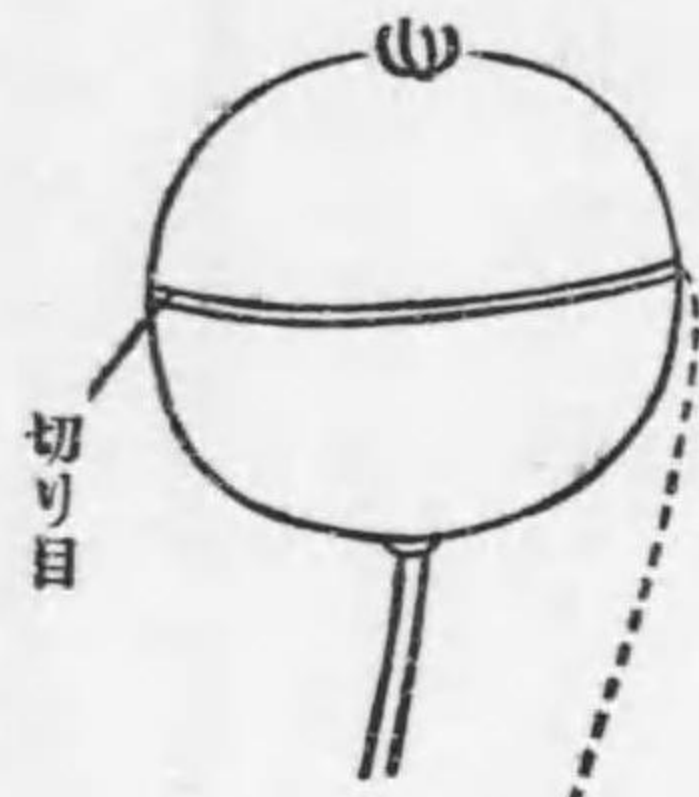
産地	モルヒネ含量
ハジキユーイ	一三乃至一四、五%
ユーガ	一二乃至一三%
ジュレ	一二乃至一三%
トカト	一二乃至一三%
モラビア (低度)	一〇乃至一一%

第二節 阿片の耕作

阿片の種は、十月及十一月に播く、之を冬作キウリツクと稱す。天候其の他の關係にて、冬作のもの發育十分ならざる場合には、之を補充する爲めに三月に再び播種す、之を春作ハヤリツクと稱す。春作のものは、四月五月に於て、乾燥の期間長きに亘れば、抵抗力冬作のものに比して弱く枯死し易し、又モルヒネの含有量は冬作のものに多し。冬作春作共に、温暖の地方に於ては五月に收穫を始め、山地に於ては六月より七月に至りて收穫をなす、バルキサ地方にて一九二五年に收穫したるものは、冬作が約四分ノ三春作が四分ノ一なりき。

ソフト種生産地方は冬作のみなりと。

罌粟成熟の期に達すれば、之に横に圓く切目を入れる、其の切り目より白色の汁液出で、水分蒸發し褐色となり、一夜を隔て、翌朝採集す、若し雨來れば之を流失せしめて收穫し得ざることあり。



横に一回切る 切り目を繰り返すことなし

土耳其は長年月の間、サルタンの悪政の下にありて、農業の改善發達の跡なく、農耕法も幼稚にして適度に深耕もせられず、種はバラ播きとし、肥料には牛馬糞を用ゐて化學肥料を用ゆるが如きことなく、灌漑の施設も充分ならず。

阿片檢收

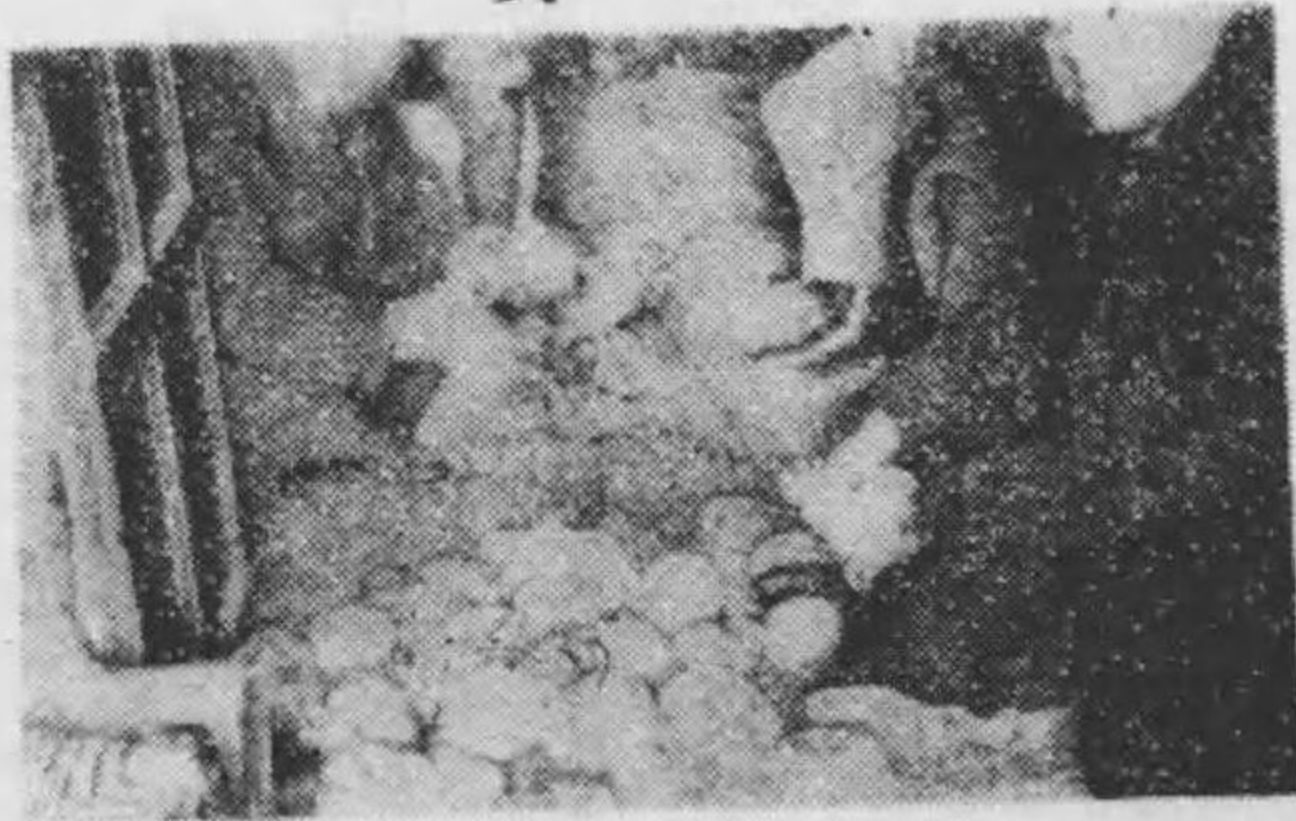
其 一



其 二



其 三



暑き南風が、收穫時節に來れば汁液の産出は僅少となり、之に反して其時節に、寒き北風が吹けば汁液の量は著しく増加す。

此の植物が中位さの大きさにして、成長し過ぎず、罌粟坊主も大き過ぎざる場合には、比較的多

量の液汁を産出す。

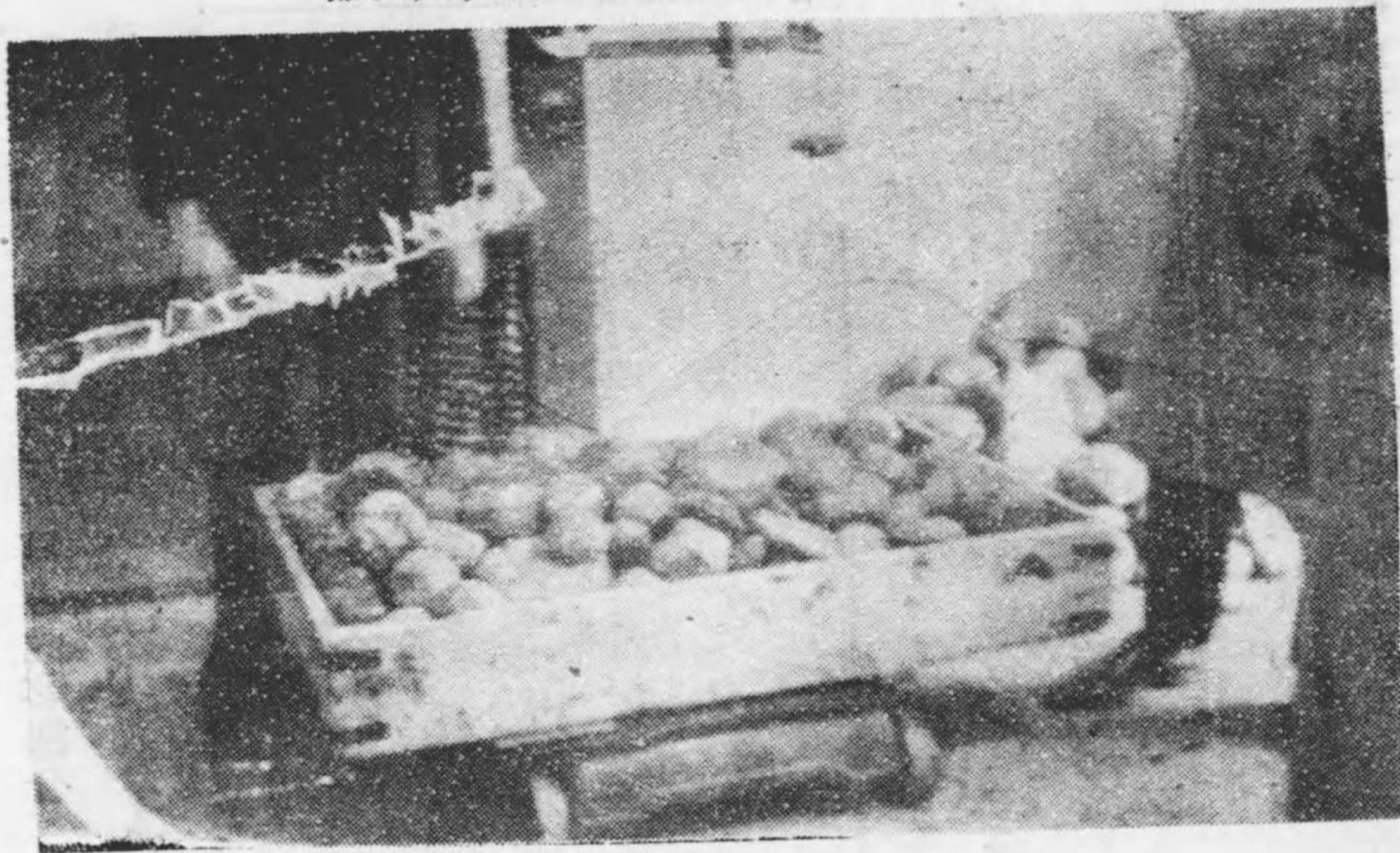
農夫は重量を増加せしむる爲めに卵・乾葡萄・麥粉・罌粟種を挽き碎きたるもの、蜜・無花果其の他の不純物を混合す、又屢阿片塊の中央に鉛、石片を挿入せり。阿片液汁を採取する際、罌粟坊主の皮をも共に採取することは普通事とす。

阿片が尙新しき場合には、純粹のものど不正物とを區別すること甚だ困難なり。阿片を取引する場合には、一塊毎に検査をなして不正品を除却す。故に善良なる鑑定専門家は絶對的に必要なり。阿片の如く見えて、阿片を少しも含有せざるものを作ることありて所謂鑑定専門家は六乃至七パーセントのモルヒネを含有する不純品のものと思考して折々購入することあり。最も肥沃なる阿片園より、最好條件に於て一エーカー一一二封度の阿片を生産すと稱せらる、併し平均は一エーカー當り一二封度乃至八〇封度なり、氣候によりて收穫に變動あることは勿論なり。

土耳其阿片は農民が阿片塊となしたる其の儘にて輸出せらる。印度阿片又は波斯阿片の如く、品質を一定にし又形状を一定にする如き、操作は何等とられざるものとす、故に輸出商は各地産のものも適當に混合して、一箱分の包装をなして輸出す。

例へば、二月七日、スンマ氏が輸出用の爲めに混合したる一箱の割合左の如し。

輸出用阿片の秤量 (スンマ氏倉庫)



輸出用阿片の包装 (スンマ氏倉庫)



第一章 阿片の生産

阿片一箱の内容割合

モルヒネ含有量一、五%の包装をなす爲に左の品種と數量とを混合す

阿片產地種類	配合重量	配合割合	一オーク當買入價格
カ ラ ヒ サ	七	八	二八〇
シ ブ ツ ク	二	七	二五〇
ミ カ リ ツ	三	三	二五〇
ベ カ ザ ツ	六	九	二四〇
コ ニ ザ ル	二	五	二四〇
ゲ イ ビ ア	六	五	二四〇
ア キ シ ル	七	六	二八五
計	三〇	七	

一オークは二、八二ポンド 英貨一ポンドは土耳其貨九二八ピアストル

故に土耳其阿片の檢收をなす場合には、分折用の見本を選定するに、右の事實を前提に置く必要あり。阿片商人は十箱の中より一箱を選定して、一箱中の阿片の各塊より少量づゝ切り取り、之を練り合して分折用の見本となす。

第三節 阿片の産額

戦前土耳其阿片産出額は世界の第四位に居れり。即ち其産出年額、國別表次の如し。

支那	五、〇〇〇、〇〇〇 ^キ
印度	一、〇〇〇、〇〇〇
波斯	八五〇、〇〇〇
土耳其	三〇〇、〇〇〇
マセドニア	六〇、〇〇〇
日本	七、〇〇〇
暹羅	七、〇〇〇
印度支那	五、〇〇〇

而して右數量の比例は、戦後の今日、尙ほ依然として異なる事なし。

土耳其産阿片は其數量よりも寧ろ其品質の優良なる點換言せばモルヒネ、コデイン等の藥分を比較的多量に包含する點に於て名高し、而して其比量は一割乃至一割三分なり。

左に各國産阿片のモルヒネ含量を表示す。

支那	〇、三——〇、五
印度	〇、八——〇、九
波斯	〇、五——一、〇

第二章 阿片の生産

土耳其

マセドニア

一、一——一、三

一、二——一、三

土耳其阿片の年生産は、大戦前には平均六、七千箱にして、時に一萬一千箱に達することありしが、戦後は非常に減少し、一九二四—一九二五年には三千箱以下にして、本年は四千箱の豫想なり。土耳其政府には阿片生産に關する農業統計なし、阿片商ウイツタール氏の余に提供し呉れたる數字左の如し。

年次	産額(箱)	平均價格(一キログラム當)
一八七〇	四、五〇〇	—
一八七一	八、五〇〇	—
一八七二	四、四〇〇	—
一八七三	三、七〇〇	—
一八七四	二、四〇〇	三二、〇リッタル
一八七五	六、三〇〇	一七、六
一八七六	三、二五〇	二一、六
一八七七	九、五〇〇	一六、六
一八七八	六、〇〇〇	一五、六
一八七九	四、四〇〇	一七、六
一八八〇	二、八〇〇	二三、〇

第一章 阿片の生産

一八八一	一一、〇〇〇	一四、六リッタル
一八八二	五、七〇〇	一四、〇
一八八三	六、一〇〇	一一、六
一八八四	五、〇〇〇	一二、六
一八八五	七、〇〇〇	一〇、六
一八八六	七、五〇〇	九、六
一八八七	二、〇〇〇	一七、〇
一八八八	七、五〇〇	一〇、六
一八八九	五、五〇〇	一一、〇
一八九〇	六、〇〇〇	一一、六
一八九一	七、〇〇〇	九、〇
一八九二	五、五〇〇	八、〇
一八九三	二、五〇〇	一二、六
一八九四	四、八〇〇	九、六
一八九五	七、三〇〇	—
一八九六	五、〇〇〇	—
一八九七	六、五〇〇	—
一八九八	三、〇〇〇	—
一八九九	六、六〇〇	—
一九〇〇	八、五〇〇	—

第一章 阿片の生産

一九〇一	六、五〇〇	七、〇
一九〇二	一、〇〇〇	六、六
一九〇三	三、五〇〇	八、〇……九、六
一九〇四	七、二五〇	六、六……八、〇
一九〇五	二、九〇〇	八、六……九、六
一九〇六	五、〇〇〇	七、九
一九〇七	四、八〇〇	九、六
一九〇八	一〇、五〇〇	一二、〇
一九〇九	三、〇〇〇	一二、〇……一八、〇
一九一〇	七、〇〇〇	一四、〇……一二、〇
一九一一	一〇、三五〇	一二、〇……二五、〇
一九一二	六、五〇〇	二七、〇……二〇、〇
一九一三	五、五〇〇	一三、〇
一九一四	四、三〇〇	一三、六……二〇、〇
一九一五	三、八〇〇	二一、〇
一九一六	四、〇〇〇	二五、〇
一九一七	四、〇〇〇	三三、〇
一九一八	四、五〇〇	三二、〇
一九一九	四、〇〇〇	二六、六
一九二〇	三、七〇〇	一五、〇

マセドニア 阿片産額大約數

一九二一	三、二〇〇	一〇、六
一九二二	三、五〇〇	一三、一〇
一九二三	二、二〇〇	一三、〇……三〇、〇
一九二四	二、五〇〇	三一、九
一九二五	四、〇〇〇	二〇、〇……二一、六

第一章 阿片の生産

一九〇一	五五〇	一、三五〇
一九〇二	九五〇	一、二〇〇
一九〇三	一、一〇〇	二、二五〇
一九〇四	一、〇〇〇	七五〇
一九〇五	八〇〇	二、二五〇
一九〇六	二〇〇	四四〇
一九〇七	八五〇	八〇〇
一九〇八	九〇〇	二五〇
一九〇九	七〇〇	六五〇
一九一〇	九〇〇	五〇〇
一九一一	六五〇	一、二〇〇
一九一二	一、三〇〇	一七〇

大戦中一九一四乃至一九一八年の統計は得られず、一九一九乃至一九二四年の、マセドニア阿片生産は僅少にして一箇年僅に二〇〇箱より三〇〇箱とす、一九二五年の收穫は一、五〇〇箱に近し。

第二章 阿片の消費

コンスタンチノール商業會議所の調査に曰はく、「土耳其に産出する阿片は國內にて消費せられず、麻酔用としても使用せらるゝことなし、阿片藥劑の化學工業を土耳其内に興す企畫はあり、(註土耳其の現在の發達の程度にては實現は至難なるべし)阿片耕作者は、罌粟の種子より油を抽出し、罌粟油として市場に販賣す、罌粟油はスミルナの *Smyrne* 及クタヒア *Kutahia* 地方にて食料油として使用す」と

土耳其内各阿片商及官吏につき(スミルナ地方長官・アンゴラ商務省大臣及商務局長その他)尋ぬるも、皆土耳其人にして阿片を使用するものなしとの返答なり。土耳其に於て阿片の産出すること昔時より盛大なるも、(地名に於てもアフイムカラヒサと稱する阿片の主産地あり、世界に於ける阿片の原産地は小亞細亞にあらずやと思はる)其の人民は阿片を嗜好することなしとは、俄に信するを得ざる不可思議事と云はざるへからず、阿片の主産地に於て其の人民が阿片を嗜好せざる所は、印度にせよ、波斯にあれ、支那は固より、これ無きなり、然るに土耳其に於ては、阿片生産によりて

國富を得るも、之に供ひて必然生じ得る弊害を受けざるなり、而も國法の嚴然として之を禁制するもの存するが故にあらず、教育が進歩して人民の智識の發達せるが故にもあらず、本來嗜好を有せざるによると、若し果して然りとせば、阿片生産に最も適當せる國は土耳其なりと云はざるを得ず。

余はアンゴラホテルに於て、其書記に阿片を吸食するもの無きやを尋ねたり、其の知れる老人に一人吸食者あり而して今は之を廢したることを答へたり。又舊土耳其領にして現在佛蘭西委任統治のシリアに於ては、佛蘭西の統治以來、阿片栽培を禁止し又吸食を嚴禁したるも、密かに栽培するものあり、又密に吸食するものありと、(余はベルートに於て密に阿片を高價を以て買入るゝを得たり)其の栽培したる阿片は埃及に密輸入するもの最も多量を占む、埃及にては阿片其他藥劑の吸食を嚴禁しあるも密に之を用ゆるもの多しと、殊に使用盛なるは阿片にあらずして、ハシューシユ(煙草と混じて煙草と共に煙として吸ふ)なり、(余は埃及人の密にハシューシユを多人數集合して警察官を警戒しつつ、使用せる場所を目撃し又コカインを密に購入するを得たり)シリア地方もハシューシユは密に多量用ゐらるゝ如し。

右によつて之を邪推すれば、今の土耳其領内に於て絶対に阿片を使用するものなしとは斷言し得られざるべし、少くとも例外はあるべし。之と同時に例外にして多數にあらず、少くとも大多數の土耳其人は阿片より生じ得る弊害に感染し居らざるものと感取し得、又波斯に於ける如く、上

流階級のもものが阿片を嗜好すること無きは事實なりと信じ得、故に土耳其は阿片の主産地なるも之より生ずる弊害を受け居らざる國なりと斷言し得るなり。

第三章 阿片取引

第一節 取引の道筋

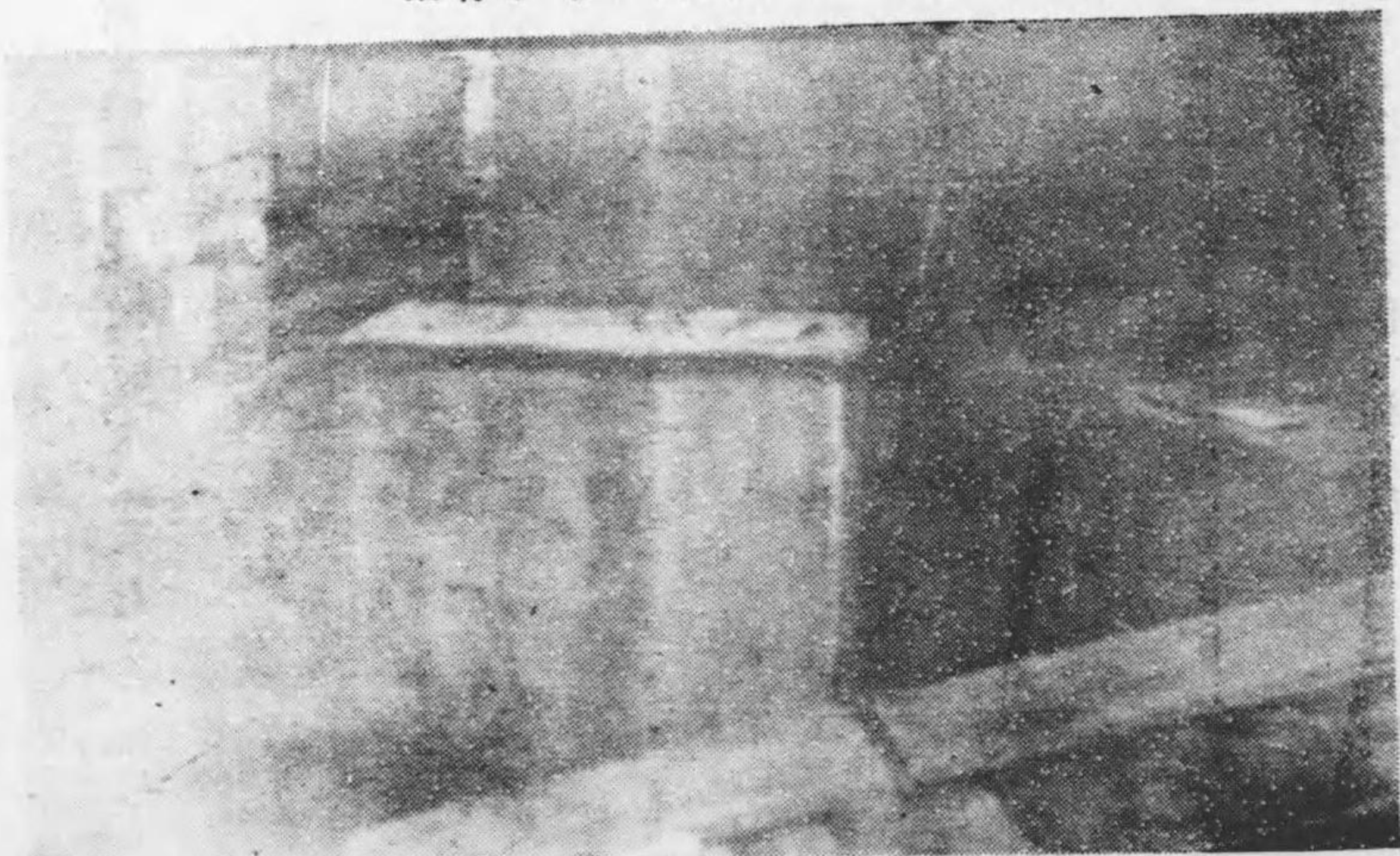
農民の生産したる阿片は、土耳其内地に於ける阿片生産地市場の商人により買取られ、其れより阿片輸出港に於ける商人に賣渡され、又は代理店に引渡さる。輸出港に於ける商人は、直接外國へ輸出をなす商人なる場合も固よりあり得るも、實際の状況に於ては、多くは直接外國へ輸出の取扱をなさざる回教徒たる土耳其人の商人たることを常とす。而して此の土耳其人の商人より、更に直接外國へ輸出をなす外國籍の（英・伊・和等）商人又は土耳其籍なる耶蘇教徒（アルメニア人・猶太人等）の商人に轉賣せらる、回教徒たる商人は、阿片を高價に賣り得る時機を待たんとして容易に手離さず而も資金豊富ならざる爲めに、阿片を銀行に寄託して、年一割五分内外の金利によりて負債をなすを常とす。外國輸出商人は、此の回教徒たる商人が金策等に窮したる時期を捉へ阿片を安價に買入れ之を保有して外國よりの注文に應ずるものとす。故に回教徒たる阿片商と輸出阿片商との間には常に商策を弄し居る傾向あり。従つて又買入注文を一人の商人に發せずして、之を競争せし

むる爲めに數人の商人に發したる場合には、阿片の價格を競上ぐる傾向あるは止むを得ざる事實なりとす。故に阿片を安價に買入る、最良の方法は、阿片市場の智識を有しつゝ、ある一定の價格を示して一人の商人に向て注文を發するにありとす。

第二節 阿片の輸出

阿片の輸出港はコンスタンチノープル及スマイルナとす、阿片の輸出先きは獨逸・瑞西・日本・佛蘭西・米國及

銀行倉庫に入質したる阿片



英國等なり。輸出數量及輸出先きについては、土耳其政府に確實なる統計缺如し、又政府の示す數量は信頼し得るに足らずと云ふ。而し土耳其内地に於ける消費は實際ありても僅少のものにして土耳其の全産額は全部輸出せらるゝものとして差支なし。

コンスタンチノープル商業會議所の回答に

（一九二六年二月二十

七日)示されたる数字左の如し。

一九二三年に於ける、土耳其阿片輸出數量は三五八、〇一七キロにして、價格は四、一八五、五九九リールなり、輸出先左の如し。

輸出先	數量 キログラム	輸出先	數量 キログラム
獨逸	五四、五三五	シリア	二、〇〇五
米國	一一、五三三	佛蘭西	七九、〇〇九
伊太利	一五、二〇八	和蘭	一一一、六五一
英國	三六、六九九	埃及	六、二六六
白耳義	五、六〇八	希臘	一七、六三五
露西亞	四	其他	一八、三七一

第三節 阿片商

コンスタンチノーブルに於ける阿片商左の如し。

一、スンマ・キユーン

Summa & Keun

23. Gul Camonds Han Galata. Constantinople Telegr : Jossunma. Bentley's Code. A. B. C. 5th & 6th Ed.

主人の名はジョセフスンマ Joseph P. Summa 伊太利人なり、三井物産の取引先にして阿片を専門

にせる商人(他にカナリヤ種(豆)を取扱ふ)にして、性格正直勤勉、銀行の信用厚く信頼し得る商人なりと思ふ。

二、エドワード・ソーン

Edwards & Sons Co (Near East) Ltd

Turkia Han, Kutubhané, Stamboul. Constantinople Telegr. A. Edwards, Constantinople. Codes A. B.

C. 5th Edition Liebers, Standard, Western Union.

サミュエルの取引先きなり、(臺北のサミュエルと直接取引をなす)英人にしてコンスタンチノーブル第一流の輸出入商なり、信用確實なり、雜貨を主とし(日本品をも扱ふ)阿片の取引は一部分に過ぎず。

三、ウイッターール

J. W. Whittall & Co. Ltd.

Constantinople Telegraphic Address, Whittall, Constantinople. Codes : Bentley's. A. B. C. 5th Edition

英人にしてコンスタンチノーブル第一流の輸出入貿易商なり、信用確實なり、日本とも阿片の取引關係を有す。

四、トールキアン

S. A. & H. Tonloukian

Kaïsséri Han 18-19 Constantinople Teleg. Tonloukian Constantinople.

アルメニア人にして日本とも阿片の取引關係を有す、主として阿片の取扱をなす、信用相當にあるものと思ふ。

五、其他阿片商として、スンマ氏及エドワード氏より示されたる阿片商左の如し。

1. N. Tarranto

2. J. W. Taranto & Fils

3. Gulbenkian Brothers

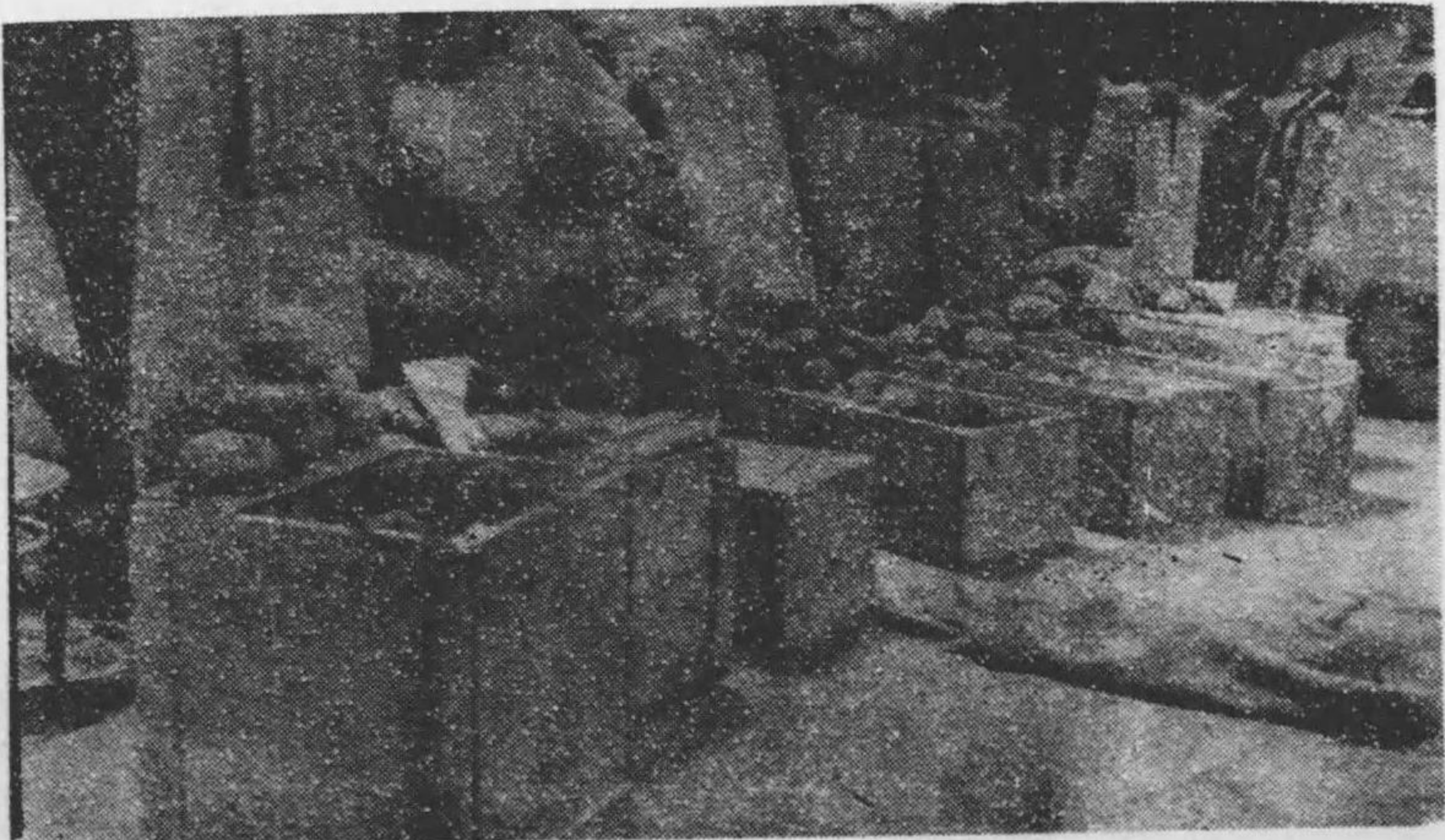
4. Mardikian Brothers

5. Zaharia Recanati & Co

6. Chalonn Brothers

六、コンスタンチノール商業會議所の阿片商として示し呉れたるもの左の如し。土耳其政府當局及商業會議所長は土耳其商人と直接阿片の取引をなすべきことを頗りに勧誘す、而して之が爲めには如何なる斡旋の勞をとるも辭する所にあらず、又必ず利益ある様努力すべしと、政府は外國商人又はキリスト教徒たる土耳其籍商人に代りて、回教徒たる土耳其人の商業的發展をなさしめ

エドワード氏倉庫阿片



んとして努力せる状況を看取し得。

1. Ak-Agha Zade Abdollah Moustafa Arif Nedjmi Freres
— 小生訪問者の — Keuprulu Han-Sirkedji, Constantinople
2. Caréjji Abdurrahman & Yahia, — Veloura Han-Sirkedji
3. Achik Zade Yahya — Ralli Han-Sirkedji
4. Ata Zade Freres — Keuprulu Han-Sirkedji
5. Nalbant Zade Freres — Keuprulu Han-Sirkedji
6. Koniali Ata Effendi — Horassandjian Han-Sirkedji
7. Hias Zade Freres et Kéchedji Zade Hairi — Utch Direki Han-Sirkedji
— 小生訪問
8. Nizam Zade et Cie — Sirkedji-Regie Han
9. Hadji Zade Mehmed Noury Bey — Sirkedji-Horassandjian Han
10. Munnin Zade Mehmed Noury — Sirkedji-Carcass Han
11. Cara Hassan Zade Ahmed Effendi — Sirkedji-Keuprulu Han
12. Kichnichtchi Zade Ahmed Bey — Sirkedji-Utch Direkli Han

スミルナに於ける阿片商

一、ジョージキアン

G. B. E. Kenn

45 Kirit Han, Smyrna Tel. Add. Kenno-smyrna Codesused Bentley's A. B. C. 5th & 6th Ed.

三井物産の取引先なり、同氏の父が土耳其に於ける阿片王と云はれし人なり。(和蘭籍)

二、Alayali Zade Cadri & Halim

土耳其人

三、Alâyeli Zade Mahmoud

Adr. telegraphique Alâyeli Code. A. B. C. 6th Ed

土耳其人

四、David M. I. Sidi

伊太利人

五、Norbert F. Missir & Co.,

佛蘭人なり、資金豊富なり

六、Barker Bras

七、J. Enriquez

八、Tarranto & Fils

第四章 阿片政策

土耳其に於ては阿片に關し別段の規則なく阿片耕作は自由なり。政府は之を制限せんとするに何等の意思を有せず、寧ろ富を得る爲めに奨励せんとする勢にあり、但し阿片耕作を指導し改良發達をなさしめんとする如き形跡はなし。

阿片に關する課税は、他の農産物と同様に於て、阿片なるが故に特に課税する如きことなし。農民は自己の欲する量を播種し、阿片と種とを欲するだけ自由に收穫し得、農民が市場に齎したる阿片は政府官吏の面前にて公競賣に付し、其の價格の八パーセントの税金と、罌粟の種子に對する税金と、兩者合して一一パーセントの税金を政府に納付す。税金を納付したる證書は買手に交付せらる。

阿片を輸出港に運搬する場合には、其證書の提示を要し又船積の際には之を税關に交付す。右の形式はあれども、阿片のある量は税金を拂はずして輸出港に密送せらるゝものありとす。

附 録

一、一九二六年度土耳其豫算案

土耳其大藏省は一九二六年度豫算案を編成せり、本案は十月二十二日開會の土國々民議會に提出され其協賛を求むる筈なり。

同豫算案に依れば、支出土貨二億三千三百三十六萬リラ餘にして昨年度に比し四千五百萬リラの増額なり。収入は二億一千八百三十一萬餘リラにして昨年度に比し六千五百萬の増収なり。以下收入、支出豫算表を示す。

第一、收 入

直 接 税	六七、七一四、四一七
印 紙 税	七、六六六、〇〇〇
間 接 税	五五、八三八、〇〇〇
專 賣 税	四一、七八六、九八〇
諸 建 設 物 所 得	二、〇〇六、〇〇〇
固 有 財 產 收 入	一〇、八七七、四三三
雜 收 入	九、六一五、〇〇〇
償 却	一七一、三五四
附 録	

附 録	二〇、〇四〇、〇〇〇
消 費 税	二、六〇〇、〇〇〇
運 搬 税 等	二一八、三一五、三四五

第二、支出

國 民 議 會	一、五四五、二五四
大 統 領 府	二〇八、七九一
會 計 院	四四九、五九五
總 理 大 臣 官 府	一七〇、九一一
大 藏 省	二七、六三二、三九五
公 債 局	一四、四三七、〇一九
問 接 税	七、〇三二、九一一
土 地 貸 下 税	七四五、九二四
土 地 臺 地	七二二、〇六五
内 務 省	六、二三四、〇〇七
郵 便、電 信、電 話	六、〇〇〇、〇〇〇
警 察	四、三八〇、〇〇〇
憲 兵	一一、三九九、〇〇〇
避 難 民 收 容	二、九八六、〇〇〇
外 務 省	四、〇〇五、〇〇〇
通 信 局	六四三、〇一〇

衛 生 局	六、〇〇五、二〇〇
宗 教 局	一、九四一、〇三五
司 法 省	七、〇一三、七二二
文 部 省	七、八〇六、四八三
土 木 省	二五、〇〇〇、〇〇〇
商 務 省	三、三〇八、〇〇〇
港 務 省	六九二、〇〇〇
農 務 省	六、〇〇三、六〇八
國 務 省	七一、五一五、〇〇四
軍 需 局	七、四八四、九九六
製 圖 局	一、〇〇〇、〇〇〇
海 軍 省	六、〇〇〇、〇〇〇
計	二二三、三六一、九三〇

右の内著しく増額せるは、國務省の三千百萬リラ、海軍省の七十萬リラなり、次は土木省にして同省鐵道關係豫算のみにて二千萬乃至二千五百萬リラに達せり、尙ほ同省剩餘金五百萬リラは鐵道事業の爲め費消し盡したり。

第三は間接税局にして二百五十萬リラの増額なり、之れ同局内部組織の改變及禁制品防止に關する新設備の爲に生せるものなり。

尙ほ本年度豫算と對照し増額せるもの約左の通りなり。

衛 生 局	一、七五〇、〇〇〇
外 務 省	一、五〇〇、〇〇〇
内 務 省	一、〇〇〇、〇〇〇
憲 兵 省	一、〇〇〇、〇〇〇
大 藏 省	一、〇〇〇、〇〇〇
司 法 省	一、〇〇〇、〇〇〇
公 債 局	一、〇〇〇、〇〇〇
商 務 省	五〇〇、〇〇〇
警 察 局	五〇〇、〇〇〇
宗 教 局	三〇〇、〇〇〇
港 務 局	二〇〇、〇〇〇
農 務 省	五〇〇、〇〇〇
復 興 省	三、〇〇〇、〇〇〇

又減額せる分左の如し。

而して復興省の減額は昨年度人民交換費の著しき減額に又農務省の夫には、現豫算が昨年度豫算に編入せられたる二百萬リラの救助手當を包含せざるに基く、右救助手當を控除せる豫算額に就てのみ論ずる時は農務省豫算額は昨年度に比し百五十萬リラの増額なり。

収入に關しては大體六千五百萬の増收なるが之れ一は現行税の増加他は新に改定せる賦課金の増に基くものなり。

其の増收額を區分すれば左の通り。

税 關	一七、〇〇〇、〇〇〇
煙 草 專 賣	六、五〇〇、〇〇〇
地 所 家 屋 税	五、〇〇〇、〇〇〇
農 作 物 税	四、〇〇〇、〇〇〇
羊 油 税	二、〇〇〇、〇〇〇
石 油 税	二、〇〇〇、〇〇〇
印 紙 税	二、〇〇〇、〇〇〇
マ ン 子 税	五〇〇、〇〇〇
計	三九、〇〇〇、〇〇〇

新賦課税徴收見積左の通り。

先年度増加所得加重金	七、〇〇〇、〇〇〇
人 頭 税	五、〇〇〇、〇〇〇
消 費 税	五、〇〇〇、〇〇〇
砂 糖 税	三、〇〇〇、〇〇〇
石 油 税	三、〇〇〇、〇〇〇
相 續 税	二、〇〇〇、〇〇〇

家 畜 税	一、〇〇〇、〇〇〇
誤 樂 税	一、〇〇〇、〇〇〇
爆 發 物 税	一、〇〇〇、〇〇〇
計	二八、〇〇〇、〇〇〇

二、土耳其阿片購入に就て

土耳其阿片購入に就き我專賣局の爲に最有利なる方法如何との質問に對し、コンスタンチノーブル一流の商人の意見左の如し。

(イ) エドワード、ソン

“We have noticed that the Japanese Monopoly Bureau have invariably contracted for opium containing not more 11 % morphine contents on the basis of analysis as carried out by Messrs, Harrison & Self of London, but it might interest the Monopoly to receive some trial cases of opium with a higher morphine content.”

〔附〕 ハリソン、セルフ氏訪問

土耳其阿片購入に就き土耳其と三井との仲間に立てるロンドンのペレーア、アトキンソン氏の同行により阿片分折者ハリソン、セルフ氏を訪ねたり、其際「日本の藥局方に依る分折とハリ

ソン、セルフの分折とは水分を計算に入るや否やによりて分れ、内容は同一なるものと信ず如何」との質問に對し「同一ならず、日本の藥局方と英國の藥局方による分折は同一ならず、又英國の藥局方とハリソン、セルフの分折法とも同一にあらず」との返答なりき。

(ロ) スンマ、キューン

「スンマ氏と政府と直接契約をなすこと不可能とすれば少くともスンマ氏と三井物産との間に仲間者を置かずして三井と直接契約をなすにあり、さすれば從來の購入數量に對して年額五、六千圓は政府の爲に利得となるべし」と。之に對し。

余「政府は契約をなすに最も安全確實なる方法を探り従て高價に買入ることあるは止むを得ざると同様に三井物産も、危険を冒すを懼れて最も安全なりと認むる方法にて取引をなすべく、之れ仲間者を置く所以ならん、故に三井と直接取引をなすには何等危険なき信用を得ること最も必要なるべし」。

スンマ氏「其危険は仲間者が負擔するにあらずして、全部余の負擔となれり、而して之が爲め必要なる手数料(銀行に保證して貰ひ銀行が危険を負擔することとなる)を銀行に支拂へり、三井に對し危険を感せしめざる方法は充分あり」。

余「銀行に對する取引關係等は余の委細了解せざるものあり、其の委細及三井と直接契約をなす

とせば其の方法如何竝政府の利とする點等に就き書面にて示されたし」
右に對しスマン氏は之を承諾し、次の如き阿片取引に關する意見書を呉れたり。

Constantinople, 23, Gul Camondo Han Galata le 9th March 1926.

Masatake Kamada Esq., Administrative Secretary of Monopoly
Bureau of the Government of Formosa-Japan.

C I T Y.

Dear Sir :—

We have the honour of addressing you this report with the object of soliciting of you the favour of Communicating its contents to your respectful Government Monopoly, which is interested in the purchase of Turkish Opium & makes yearly purchases on this market through various channels.

We are at a loss to understand the reason for which your suppliers Messrs. Mitsui & Co. are buying Opium through the channel of London brokers Messrs. Bellairs, Atkinson & Co. — As the Japanese Monopoly is indirectly interested to find out the way to buy Turkey Opium as cheap as possible we would respectfully ask your Government to suggest Messrs. Mitsui & Co. to deal direct with exporters of Turkey ; by Mess Mitsui & Co's making their purchases direct from us they would

save various commissions now added to the price such as Messrs. Bellairs, Atkinson & Co's commission of 2. 1/2%, about 2% on the freight which the said brokers in London require to be paid on an advalorem basis, whereas the same risk is fully covered by Lloyd's insurance and no doubt Messrs. Bellairs, Atkinson & Co. are adding some further profit before submitting our firm offers to Messrs. Mitsui & Co. In fact about 5-6% of cost would be saved to Messrs. Mitsui & Co. and indirectly also to the Japanese Monopoly should your suppliers contract direct with us. As the Monopoly's yearly purchases of Turkish Opium runs within 300/400 cases, taking the present value of the drug, the saving would amount to some 1stg. 5,000.—to 1stg. 6,000.—

As the conditions under which we are prepared to submit offers to Messrs. Mitsui & Co. are putting your suppliers on a very safe side, we do not doubt the Japanese Monopoly would be interested to impress upon them to deal direct with exporters of Turkey.

We take liberty to give you hereafter a scheme of contract to come into force between Messrs. Mitsui & Co. and ourselves.

Offers :— Although our offers to Continental & U. S. A. buyers are only valid for 2 days, we are prepared to cable out firm offers to Messrs. Mitsui & co. for reply within 5 days unless otherwise stated, so as to enable this concern to transmit their offers to the Monopoly Bureau of Formosa & to be in time to receive reply ; when submitting a parcel to manufacturers of the Continent, U. S. A. or U. K. we simply were a firm offer & our reputation is quite a sufficient guarantee to our buyers for the correct fulfillment of terms and conditions of our sale ; in spite of this and as our sales to Messrs. Mitsui &

Co. must be considered as a Governmental business, we are quite ready to allow a further safety to your suppliers; immediately after acceptance of our offer by Messrs. Mitsui & Co., our bankers, the Banque Hollandaise pour la Méditerranée, would cable out direct to them a guarantee of delivery for the quantity of opium contracted for with us.

Quality : — Unless otherwise expressly stated Opium to be Turkey druggist manufacturing Opium guaranteed by sellers to test 11.50% minimum morphine by Harrison & Self's B. P. process.

Samples : — Samples representative of the bulk to be taken in the Harrison & Self's manner and proportion by the authorised and official surveyors of our city Messrs. Toplis & Harding at port of shipment and sent by them under seal properly marked with corresponding shipping marks and numbers to Messrs. Harrison & Sell 57, Chancery Lane, London W. C. 2. together with covering letter. After sampling the cases shall be closed up and Messrs. Toplis & Harding's seal attached after which the cases shall not again be opened before shipment. Such representative samples so taken to be the basis upon which Messrs. Harrison & Self will issue their certificate of analysis, which is to be attached and become part of the documents to be presented for payment.

Weighing Notes : — Messrs. Toplis & Harding's signed weight notes to be attached to and become part of the documents to be presented for payment.

Consular Declaration : — Messrs. Mitsui & Co. will have to supply sellers with Japanese Consular Declaration that the Opium will be permitted to land at port of destination and will post this "Landing certificate" to sellers. Unless otherwise expressly stated shipment to be within four weeks from receipt

of Japanese Consular Declaration by sellers.

Through Bill of Lading : — Shipment on through Bill of Lading, from Constantinople to Keelung via Port Said and Kobe, with transhipment if any at such port or ports as expressly mentioned. Through Bill of Lading being understood to be a Through Bill of Lading stating the goods have actually been received on board.

Insurance : — Sellers will provide Lloyd's or first class London Policy of Insurance covering Marine and War Risk W. P. A. Pledge for 10% above invoice amount from Warehouse to Warehouse, which will be attached to and become part of the documents to be presented for payment.

Net Outturn weights : — At destination to be guaranteed by sellers and taken as final and correct as found by Japanese Official Staf.

Cases : — To be strong wooden cases, tin-lined, air-tight and gunned suitable for the Journey.

Contents : — Each case to contain not less than 165 lbs. and not more than 175 lbs. net Opium.

Prices : — To be in Sterling per Lb. net Opium CIF Keelung.

Confirmed Credit : — Messrs. Mitsui & Co. will have to open an irrevocable bank credit in London for value of the opium sold, immediately after acceptance of our offer.

Payment : — Net cash in London against the irrevocable documentary Bank credit, against complete set of shipping documents to include : —

a.) signed original on Board Through Bill of Lading made out to order.

b.) Messrs. Harrison & Self's certificate of analysis showing 11.50 % minimum morphine con-

tents.

c.) Messrs. Toplis & Harding's signed weights certificate.
d.) signed invoice.

e.) Certificate of origin.

f.) Lloyd's or first class London Insurance Policy W. P. A. Theft and Pilferage, Marine & War Risk covering 10% above invoice amount from Warehouse to Warehouse.

We might mention that we are selling Opium to the largest manufacturers of U. S. A. viz : — Powers-Weighmann-Rosengarten & Co. of Philadelphia-Pa the Mallinckrodt Chemical Works of St. Louis-Mo. The New-York Quinine and Chemical Works of New-York and to all the chief Manufacturers of Alkaloids of the Continent i. e.

C. H. Böhringer Sohn, Hamburg,	(Germany)
Th. Geyer, Stuttgart,	(Germany)
Dr. Karl Thomii, Winnenden	(Germany)
Knoll & Co., Ludwigshafen	(Germany)
Chemische Werke Grenzach,	(Germany)
F. Hoffmann-La Roche & Co., Bale	(Switzerland)
Fabrique des Produits Chimiques ci-	(Switzerland)
devant Sandoz, Bale	
Comar & Co., Paris	(France)
Pelliot & Co. Paris	(France)

Darasse Frères, Paris (France) and through our agent
J. Normandin, Paris, (France) to all other manufacturers of France
through the channel of our agent : — Messrs. Eric Paterson & Co. of London to the chief
manufacturers of U. K.
through the channel of our agent : — Chachaty Frères to the chief manufacturers of
ITALY.
Hoping that your Government Monopoly will consider the necessity of suggesting to their sup-
pliers Messrs. Mitsui & Co. to deal henceforth direct with us, we remain.
Yours respectfully
Summa & Keun

三、見本阿片の郵送

土耳其阿片の見本を臺灣專賣局に届くる爲余自身携帯して土耳其を出發せり、佛蘭西迄は何等検査を受けず無事通過せしも英國にてはドーヴァーに上陸の際質問せらるゝまゝに有り様を答へしに、「之は禁制品なり一應預り置くべし、其の返還に就ては願書を差し出すべし」とのことなり。其の後三井に依頼し、アトキンソン氏の手を経て英國內務省より輸入及輸出の許可手續並之を小包郵便にて專賣局へ郵送の運びを頼みしに、アトキンソン氏より内務省の許可を得し旨通知ありたり。

阿片を小包郵便にて送ることは絶対に禁止されたるものと信じ（法規の根據は未だ之を見る便宜なく、ただ他人の話により）たるも、波斯、土耳其より分折用阿片の見本をハリソン、セルフに送付するには如何なる形式に據れるやにつき内心疑問を抱きしが、波斯、土耳其より小包として差出す場合は、羊毛に包み羊毛見本として郵便局に差出すを確め、ロンドンにてハリソン、セルフに尋ねしに、同氏は英國政府より小包郵便にて阿片を輸入する許可書を所有せり、該許可書を見るに、小包郵便にて阿片の輸入ある毎に、其の品目と量目とを税關にて検査を受けたる上受領し居れることを知りたり。

右により法規の根據を調査せしに、英國の法規にては、阿片を小包郵便にて輸出する場合を規定しありて少くとも英國に於ては阿片見本を小包郵便にて公然送付し得ることを確め得たり。故に波斯阿片、土耳其阿片の見本を小包郵便にて取り得ること、なり將來至大の便宜を得るものと言ふべし。

終